

別記様式（第8条関係）

会 議 録

会 議 名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第3回会議	
開 催 日 時	平成29年1月24日（火） 午後1時30分開会 午後4時40分閉会	
開 催 場 所	小田原市役所 大会議室	
議 長 氏 名	小田原市長 加藤 憲一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会 議 事 項	1 議 題 別紙2会議次第のとおり	2 会議結果 ・協議事項 協議第12号を協議し、原案のとおり、 全会一致で承認された。  ・報告事項 報告第7号から報告第10号を報告し、 確認した。  ・その他 第4回会議の予定及び今後の協議予定に ついて報告し、確認した。
会 議 経 過	別紙3のとおり	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回会議 次第</li> <li>・協議第12号 「合併の方式」及び「合併の時期」に係る協議の取扱いについて</li> <li>・報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について</li> <li>・報告第8号 合併の効果と課題の調査結果について</li> <li>・報告第9号 「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討状況について</li> <li>・報告第10号 広報事業の実施状況について</li> <li>・資料1 第4回会議の予定</li> <li>・資料2 協議の想定スケジュール</li> <li>・協議第11号 小委員会の設置について 別紙差替え資料</li> <li>・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿</li> </ul>	

会議録の確定

平成29年2月28日(火)

会議録署名人 井原義雄 

会議録署名人 森住敏逸 

別紙1 出席者及び欠席者氏名

出席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
会 長	加藤 憲一	委 員	岡本 俊之
副会長	加藤 修平	”	大杉 覚
委 員	加部 裕彦	”	牛山 久仁彦
”	時田 光章	”	木村 秀昭
”	栢沼 行雄	”	川口 博三
”	石田 和則	”	奥津 博
”	飯山 敏明	”	佐藤 廣理
”	井上 和子	”	鈴木 悌介
”	星崎 雅司	”	笠井 進
”	今村 洋一	”	安藤 俊之
”	大村 学	”	木村 啓滋
”	井原 義雄	”	小野 康夫
”	加藤 仁司	”	市川 昭維子
”	加藤 洋一	”	森住 敏逸
”	星崎 健次	”	武井 鈴世
”	池田 真一	”	宗像 達也

出席者（事務局）

職名	氏名	職名	氏名
事務局 長	林 良英	事務局 員	小沼 久晃
副事務局 長	早川 潔	”	中村 亮一
”	松岡 武	”	片倉 紀彦
事務局 員	村田 智俊	”	菅沼 雄太
”	深井 孝洋	”	室橋 宝
”	柳澤 寛晋	”	本多 勉
”	市川 深	”	岩本 良
”	杉崎 恵理子	”	小島 加奈子

欠席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
委 員	富樫 栄広		

## 別紙2 会議次第

### 1. 開会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議事

#### (1) 協議事項

##### 【合併関係項目】

協議第12号 「合併の方式」及び「合併の時期」に係る協議の取扱いについて

#### (2) 報告事項

##### 【合併関係項目】

報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について

報告第8号 合併の効果と課題の調査結果について

##### 【広域連携関係項目】

報告第9号 「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討状況について

##### 【総括的項目】

報告第10号 広報事業の実施状況について

### 4. その他

#### (1) 第4回会議の予定について

#### (2) 今後の協議予定について

### 5. 副会長挨拶

### 6. 閉会

別紙3 会議経過

発 言 者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第3回会議を開会いたします。</p> <p>本日の会議には、富樫栄広委員が、ご都合により欠席をされておりますが、半数以上の委員が出席されておりますので、当協議会規約第9条第1項の規定により、会議は成立している旨、ご報告させていただきます。</p> <p>報道機関の皆様へのごお願いでございます。報道機関関係者の皆様の写真撮影でございますが、これまでの会議では、会長挨拶までとさせていただきますでしたが、報道関係者席側からであれば、会議中も可とさせていただきますと思います。また、録画・録音につきましても、同様の対応とさせていただきますが、円滑な議事運営へのご配慮、ご協力をよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長であります小田原市の加藤憲一市長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>加藤市長、よろしくお願いたします。</p>
加藤憲一市長	<p>皆さん、こんにちは。小田原市長の加藤でございます。</p> <p>本日は大変ご多忙のなか、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第3回会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、昨年11月25日に開催した第2回会議におきましては、具体の協議項目の確認や、より専門的かつ集中的な検討・審議を図ることを目的とした小委員会の設置に関して、「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会」の設置について、ご承認をいただきました。</p> <p>こうした経過につきましては、協議会ホームページで公表しておりますほか、報道にも取り上げていただき、また両市議会の特別委員会においても議論を重ねていただいておりますことから、市民の皆様のご注目が集まりつつあるものと認識しております。</p> <p>そうした中、本日の第3回会議では、今後の具体の事務事業を調整していく上での前提となる「合併の方式」及び「合併の時期」に係る協議の取扱いについて、ご協議いただく予定です。</p> <p>委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、また、両市の住民の代表といたしましても、積極的にご意見を交わしていた</p>

林事務局長

だくことにより、両市及び県西地域の将来を大きく左右する当協議会における議論を深めて参りたいと考えております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

加藤会長、ありがとうございます。

ここで、本日まで出席の委員のうち、ご都合により第1回・第2回会議をご欠席され、今回が初回となる委員のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

明治大学教授の牛山久仁彦委員でございます。

牛山委員、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは次第の「3. 議事」に移らせていただきますが、ここで資料の確認をさせていただきます。事前にご送付させていただきました資料として、「会議次第」、「協議第12号」、「報告第7号」、「報告第8号」、「報告第9号」、「報告第10号」、「資料1」及び「資料2」でございます。その他に卓上には、「出席者名簿」、報告第10号関係の追加資料として「協議会だより」、ノベルティグッズ及び「協議第11号 小委員会の設置について」別紙差替え資料を配付させていただきました。協議会だよりについては、報告第10号の関連として、追加をお願いします。以上、不足などがございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。

協議会規約により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、加藤会長よろしく願いいたします。

加藤会長

それでは、これより議事を進めさせていただきますが、ここで会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

小田原市の井原義雄委員と南足柄市の森住敏逸委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

加藤会長

<異議なしの声あり>

ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、井原委員、森住委員のお二人をお願いいたします。両委員よろしくお願いいたします。

さて、本日の協議件数は、合併関係項目1件です。

まず、「協議第12号 『合併の方式』及び『合併の時期』に係る協議の取扱いについて」を議題といたします。

これからご協議をいただき、「合併の方式」と「合併の時期」は、合併に関する協議項目の中でも、最も基本的な事項の一つでありますので、事務局に協議案の詳細を説明させます前に、協議案の趣旨について、提案の理由も含めて会長の私からご説明させていただきます。

申し上げるまでもなく、当任意協議会の役割は、合併した場合の全体像をシミュレーションし、そのメリットや課題を見極めていきますとともに、その結果を協議後に両市民に示すための一つのパッケージとしてとりまとめることにございます。

そのために今後、協議を重ねていく膨大な項目の中でも、本日協議をしていただきます、「合併の方式」と「合併の時期」は、特に重要であり、他の協議項目にも大きく影響が及ぶものである。

特に「議会議員の定数及び在任等の取扱い」や「都市内分権」など一部の重要な項目につきましては、「合併の方式」によって検討・協議の方向性が異なってまいりますため、今後の協議を一つのパッケージとしてまとめていく上では、一つの想定を置くことが必要であると考えております。

また、事務事業の統合に向けた準備スケジュールを検討していくためには、「合併の時期」も同じく想定を置くことが必要であると考えています。

この2つの項目については、今後様々な協議項目の協議を進めていく上で必要となる前提として、それぞれの想定を置くことについて、このたび皆様にお諮りしたいと考えております。

そこで、私からは協議案としてまず、「合併の方式」の想定については、南足柄市域を小田原市へ編入する「編入合併」を選択することをご提案申し上げます。

これは、編入合併を前提とすることにより、小規模な側の自治体、つまり南足柄市域における住民自治や行政参画を保障するために必

加藤副会長

要な対応策を十分に検討することができるほか、人口や都市機能及び経済の集積度合い等、小田原市の県西地域における中枢性などを総合的に勘案してのものでございます。

また、「合併の時期」の想定については、平成32年度中とすることを提案申し上げます。

これは、当任意協議会の協議後に想定される各種の取組に要します期間や、他の事例の状況等を勘案してのものでございます。

私からの提案趣旨のご説明は以上でございますが、このことについては副会長の南足柄市長とも相談をさせていただいておりますので、副会長からもお考えをお話しさせていただきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

ただいま、会長であります小田原市長から、「合併の方式」については編入合併を想定すること、また、「合併の時期」については平成32年度中を想定すること、について提案があったところであります。

私は、全体のシミュレーションを行う上で、その前提条件を仮に想定することが必要になる、という趣旨でありますので、この協議案について、南足柄市長として同意する考えであります。

もちろん、合併の是非については、全ての協議後に、メリット・デメリット課題を検証し、判断することになりますが、まずは、仮の想定のもとに、協議会として一つのまとまった形に収斂させていくことが重要であると考えます。

合併の方式について、さまざまご意見が出ること、あるいはご意見があることは承知をしておりますが、編入合併を仮にシミュレーションするからといって、そのルールに従うということではありません。

合併に係る各協議事項は、「合併の方式」に関わらず、協議第5号において定めた「部会・分科会における事務事業調整の方針」に基づいて、行財政基盤の強化を目的として両市対等の立場で検討が行われることが第1回会議で確認されております。

既にその方針に沿った調整作業が進んでいるところであります。

さらに、現実にも両市の間に人口や行政規模の差がある状況にあって、南足柄市の市域における住民自治や行政参画をどう保障していくのかということについても、編入合併を仮にシミュレートすることによって、その課題を議論の俎上に乗せて、そして合併特例法等

に基づく特例措置の活用などの方策等を十二分に検討することが、結果的に南足柄市のまちづくりを進めていく上でも効果があるという風に考えております。以上でございます。

加藤会長

今、私並びに副会長の方からお話をさせていただきましたけれども、私、副会長ともに、本件につきましてはそのような趣旨での本日の協議案を整理しておりますことを皆さまにご理解いただいた上で、各委員の皆さまにはご協議をいただきたいと思います。引き続き、事務局から詳細を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。では、事務局お願いします。

早川副事務局長

事務局から、協議第12号について、資料に基づいて説明させていただきます。

お手元の資料「協議第12号 『合併の方式』及び『合併の時期』に係る協議の取扱いについて」をご覧ください。

協議第12号は、「『合併の方式』及び『合併の時期』について、今後の協議を行う上で、次のとおり各々想定を置くことについて協議を求める」としまして、1つに、「合併の方式は、南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」こと、2つに、「合併の時期は、平成32年度中とする」こと、をお諮りするものであります。

この協議案の調整理由をご説明いたしますので、下の枠囲みの部分をご覧ください。

まず、想定の1点目、「『合併の方式』の想定を編入合併とする理由」でございます。

ここでは大きく2つの点を挙げていますが、前半の部分は、南足柄市域に想定される合併の課題とその解消策を十分に検討するため、という点であります。

「合併する自治体間に規模の差がある場合、小規模な側の自治体における住民自治や行政参画を保障することが課題となるが、編入合併を想定することにより、市町村の合併の特例に関する法律等に基づく特例措置の活用を念頭に置いた対応策を十分に検討することができるため」とあります。

一般に、合併においては、その方式に関わらず、小規模な側の自治体において、例えば「縁辺部の地域政策がおろそかになるのではないか」とか、「行政への声が届きにくくなるのではないか」といった懸念が生じます。

こうした懸念に対して、合併特例法には「都市内分権」と呼ばれ

る特例措置が制度化されています。

これは、合併した市のうちの一部地域を対象として、その地域の住民自治や行政参画を保障するための組織を置いたり、その地域に一定の権限や財源を委ねたりするものです。

合併によって、地域にどのような課題が生じるのかを想定したなかで、その対策として例えば、その地域を対象とする重要な政策については、その地域の住民の意見を反映させる手続きをとったり、また、その地域の住民からなる協議組織の意向に沿って事務事業を進めたりする仕組みを整えることを可能とするものです。

しかし、新設合併を想定した場合には、こうした合併特例法に基づく配慮策を講じることがなかなかできませんので、小規模な側に当たる旧南足柄市域における住民自治や行政参画をどう保障していくかということが十分に議論されないことが想定されます。

そこで、この協議においては、編入合併を想定することにより、小規模な側の南足柄市域に生じ得る課題に焦点を当てて、その解消策を議論することとしたい、というのが理由の1点目です。

もう一点は、後段の部分になりますが、ここでは一般的な状況を挙げております。

「合併に伴う市民生活への影響及び行政の停滞を最小限に止める」という部分は、新設合併の場合は、両市の法人格が消滅しますので、その行政機能が一時的に停滞して、両市の住民23万7千人に広く影響が及ぶのに対して、編入合併の場合は、編入される側の一部市域にその影響が止まるということでもあります。

そのあとに続く部分につきましては、全国の合併事例において、合併する市町村の中に、人口や財政の規模、都市機能の集積度合いなどの面で中枢性の高い都市がある場合には、そこに他の市町村を編入するケースが多いということを挙げておきまして、そうしたことを参考にすれば、小田原市に南足柄市域を編入するという選択は一般的なものと考えられる、としております。

次に、想定の2点目、「『合併の時期』の想定を平成32年度中とする理由」についてでございます。

現時点において、協議後の取組の方針をはじめ、様々な法定手続きや、事務事業の統合作業などといった合併に至るまでのスケジュールは詳細に見通すことはできないわけですが、この任意協議が平成29年度半ばに終了し、市民への説明と意向の把握を経て、平成30年度に法定協議会が設置された場合の想定として、その後の作業については、全国の他事例を参考にすれば、合併までに2年から

3年の期間が必要と見込まれますことから、ここでは、平成32年度中の合併ということ想定する、とするものであります。

続いて、ただいまご説明いたしました調整理由の関係事項を補足的に説明いたしますので、別紙をご覧ください。

1ページの『合併の方式』に係る検討資料は、当協議会の第2回会議でも参考資料としてお示したもので、新設合併と編入合併の違いを整理してあります。

大きな違いとして、「法人格」については、新設合併では両市ともに消滅するのに対して、編入合併では編入される側の市のみ消滅すること、また、これに伴い、「特別職職員及び議会議員」は、新設合併では両市の全員が失職するのに対して、編入合併では編入される側の市のみ全員が失職すること、ただし、議会議員の身分については特例措置があり、合併の方式によって適用の仕方が異なること、などがございます。

続いて、2ページをご覧ください。

こちらには、「他事例における合併の方式の選択状況」として、平成11年度以降の「平成の合併」の合併事例において、合併の方式がどのように選択されているかを整理しております。

「1. 全合併事例」では、649件の事例のうち、新設合併が71%、編入合併が29%という割合になっています。新設合併が多くなっていますが、これは主に小規模な町村の合併において、人口規模に目立った差がない場合や、関係自治体の数が多い場合など、核となる自治体を特定できないような事例が多く含まれるためと見られます。

そこで、小田原市のような大都市を含む事例ではどうかと言いますが、次の「2. 施行時特例市を含む合併事例における状況」にございますとおり、施行時特例市を含む26件の事例のうち、20件、77%が、その施行時特例市への編入合併を選択しています。

さらに、「3. 中核市もしくは施行時特例市を含む場合」においては、70件の事例のうち、61件、87%が編入合併を選択しております。

このことから、合併する自治体のうちに一定規模の大都市がある場合には、その大都市に他の市町村を編入する事例が多いということが言えます。なお、施行時特例市もしくは中核市において新設合併を選択している9件の事例においては、その理由として、「対等の立場で議論するため」や「ともに新たな市をつくるため」といった

ことが挙げられているようでございます。

次に、3ページをご覧ください。『編入合併』を選択した理由」を挙げております。ここでは、平成11年度から17年度までに行われた施行時特例市以上の大都市を含む合併事例について、「編入合併」を選択した理由を整理しております。「編入合併」を選択した理由はおおまかに、「規模」に関することと、「中枢性」に関することに分類できます。中でも、「規模」のうちの「人口規模に差があること」を理由に挙げている例が最も多くなっています。「中枢性」という面では、歴史的に広域の中心地であったことや、自治体の種別が、市と町村であったり、特例市と一般市町村であったりといった違いがある例が多くなっています。なお、「その他」のうちの、「協議の経緯」とありますが、始めから編入合併を前提に協議を行った場合で、「過去の合併経緯」とありますのは、編入側の自治体が過去に一貫して周辺自治体を編入してきたから、というものであります。

最後に、4ページをご覧ください。ここでは、「合併の時期」に関する参考資料として、「合併までの手続き及び準備事務等の時期想定」を示しております。現在進めております任意協議会は、平成29年度半ばまでに協議を終了する予定ですが、その後には、協議の結果を広く両市民に説明したうえで、年度末までに合併に対する両市の市民の意向を把握していくことが想定されています。その時点で、2市が合併すべきであると判断した場合は、平成30年度に法定協議会を設置し、ここでは、任意協議会での協議結果をベースに、合併に関するあらゆる事項についての協定を締結していく形で、正式な決定を行っていくこととなります。全国の合併先行例を参考にしますと、この法定協議会の設置から合併までの間には、国に対する廃置分合申請に係る議決等の法定手続きを経て、事務の統合等の準備事務、また、両市民に対する広報事業等に2年ないし3年を要すると見込まれますことから、「平成32年度中」を「合併の時期」として想定するものであります。

以上をもちまして、「協議第12号 『合併の方式』及び『合併の時期』の協議の取扱いについて」の説明を終わります。

よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

協議第12号『合併の方式』及び『合併の時期』に係る協議の取扱いについて」に関し、私及び副会長の考え方の披瀝、及び細部に係る事務局の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございましたでしょうか。ある方は挙手にてお願いいたします。

加藤会長

奥津委員

奥津委員、お願いいたします。

南足柄の自治会長をやっております奥津でございます。

合併の方式につきまして、今事務局の方からは、編入合併の方向で検討しているというようなニュアンスを経たわけですが、もともとこの会は、2市がどうあるべきか、県西でどういう形がいいか、それで、その先に見えるのが合併であろうというようなことになっていると理解しておるわけです。

その中で、新設合併にするか編入合併にするかというような2つの例を出されておられるわけですが、もともとが地域として、何を目的として、どのような、まあ理想郷といたらおかしいですが、そういうような大きなまちづくりの前提としての合併方針を、私が何を言いたいかと申しますと、今現在で、この編入合併という形になりますと、要するに、大が小を飲み込むと、いろいろな意味でそれも一つの方法かもしれませんが、そうしますと、せっかくの住民の意見というのが、特例法が施行される可能性もあると思えますけれども、なかなか、住民の目からみるとやっぱり、強いところが弱いところを吸収合併したのだからというようなニュアンスですよね。そういうようなことに捉えられてしまいますので、自治会としましては、もうちょっと、将来の県西の2市がこういうような目的で、私たちもこういう形でやるからこういうような合併でいきたいということが出てこない、なかなか市民からも賛同の意見が出ないのではないかと、私は、自治会を通してそういった考えを持っています。

ですから、そういう意味では何がいいかというよりもむしろ、我々が掲げている、将来のいいところ、南足柄市と小田原市のいいところをお互いに出し合って、ゼロベースで、スクラップできる、不要なものはどんどん捨てていくと。いいものは残してですね、そういうような合併方針にしないと、今まで外郭も題材もできているから、そこに南足柄入れよというような形の取られ方をする可能性が十分ありますのでそこは慎重に議論するべきだと思います。

加藤会長

はい、奥津委員ありがとうございます。

議論の進め方、また、目指すべき、あるべき姿の議論に向けては、過去の議論の中でも確認させていただいていますけれども、奥津委員のおっしゃる通り、個々のサービスをどういった形で提供してい

くのか、あるいは、そういったものの中でそれぞれのいいものをどういう形で残していくのか、当然そういったことを個々の切り口によって議論してまいります。

ただそういった中で先ほどお話した趣旨としては、そうはいつでも、その議論の前提はある程度定めていくことによって、その議論をよりテーマをしぼっていくことができるということで、今回は、今事務局が申し上げたような観点に沿って、編入という前提を置いて、まず、ひとつパッケージを議論してみようということでございますので、委員のご意見はもっともでございますが、今回、そういう闊達な議論を皆さんでしていかねばというご提案をさせていただいたところでございます。

その他いかがでしょうか。池田委員お願いいたします。

池田委員

南足柄の池田です。先程の調整理由、合併方式の想定のご説明でよくよく分かったんですけども、もう少しご説明をいただきたいところがございます、新設合併を想定した場合の表ですけども、その中で、そのデメリットや解消策を十分検証することができないとありますけれども、それが逆に言えば、編入合併を選択した理由なんだろうけれども、十分検証することができない理由をもう少しご説明いただけたらありがたいのですが、お願いします。

加藤会長

これは、事務局の方からご説明していただきましょう。

早川副事務局長

新設合併を前提とした場合の問題点ということでございますが、先程申しました中に、大きくは2つないし3つございますけれども、まず1つは合併特例法に定められております、都市内分権といった考え方、こういったものの特例の活用がなかなかしにくくなるという点がございまして、この点をちょっと詳しくご説明いたしますけれども、一般に編入合併の場合、その編入される市域において、行政が遠くなったとか、市民の声がなかなか行政に届かないといったようなことが課題に、また問題視される場合が多くございます。そういった形で、住民自治ですとか市政参加、これをどうやって編入される側の市域において保障していくというのが課題になってくるわけございまして、こうした課題に対して、合併特例法の中では、地域自治区ですとか、地域審議会などといった、いわゆる都市内分権の措置が規定されております。この辺りについてはまた、

都市内分権の議論のところで詳しくご説明いたしますけれども、簡単に申しますと、いずれもその合併した市の一部の区域について、行政の一定の権限や財源を委ねたり、またその地域にかかる重要施策に関する意見を聴取する、そういった仕組みでありまして、編入合併の先行例が多く活用されているものでございます。この、地域自治区のような考え方というのは、もともと地方自治法にも規定があるわけでございますけれども、この地方自治法の規定に基づきますと、全市域に適用するといった質がございまして、なかなかこの一部地域への配慮策としては活用しにくい点がございまして、そこはやはり合併特定法に基づく一部地域を対象とした都市内分権というものをしっかり協議することによって、そこで発生する課題を、しっかり解消策を考えていける、それが一番大きな理由でございまして、新設合併の場合ですと、そこがやはり全市域一括の協議ということになってまいりますので、そこはなかなか協議しにくいという面がございまして。

もう一つ、新設合併の場合の問題点の一つは、行政運営の空白期間が生じることにございまして、特別職の失職という問題がございまして、新設合併の場合ですと、両市の法人格が一斉に消滅しますので、両市の特別職職員全員が失職するわけでございます。新しい市の市長選挙ですとか、議員選挙につきましては、合併から50日以内に執行されるということになっておりますけれども、市の執行部ですとか、市議会というものが完全に機能するまでにはやはりそれ以上、おそらく2か月以上日数が必要となってくると見込まれます。この間、新しい市の予算はあらかじめ決めました職務代理者が執行することになるわけですが、重要な政策の決定ですとか、大きな予算執行というのは、事実上なかなかできにくくなって、行政機能が一定期間停滞するということになります。これは災害危機管理の面からも、こうした空白期間が生じることはできるだけ避けた方がよろしいのではないかとございまして。また、各種審議会の委員等につきましても、新設合併の場合では、両市の全員が失職することになりまして、これもやはり組織の設置ですとか委員の任命に一定の期間を要するというところで、やはりこれは行政運営の空白期間が一定期間生じてしまうという問題がございまして。

そういったことで、大きくは、都市内分権といったものの考え方と、もう一つは行政運営の空白期間、この大きく2点のところで、新設合併の場合にはこういったデメリットがあるのではないかと

加藤会長

うのが大きな理由でございます。

はい、池田委員、お願いします。

池田委員

はい、ありがとうございました。

そういった意味では、都市内分権の協議というのは非常に重要だと私も認識しているのですが、前回配られました、事務事業一覧表、その中の944番のところですが、そこで、都市内分権が上がっています。ただ、担当としては事務局、ということになっております。事務局だけで都市内分権を協議するのかなという部分について、提案したいのですが、こちらにいらっしゃる市民代表の皆様を取り込んだ、小委員会の設置等による協議を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

事務局、見解をお願いします。

林事務局長

ただいま、池田委員の方から都市内分権にかかる小委員会の設置というご提案がございました。そういった形での議論というのはやはりなかなか協議会全体の中で案を議論するのは難しいので、事務局だけということではなくて、そういった小委員会という別の場所を設けて、この協議会に諮る一定の案を検討していただくというのは非常に有効なことだという風に我々も思っております。

もし皆様方のそういったご要請等ございましたら、事務局としてですけれども、次回の協議会等で、一定の小委員会の設置についての協議案という形で準備ができましたら、そういう形での提案を協議事項に挙げていきたいと考えているところでございます。

加藤会長

どうぞ、池田委員。

池田委員

前向きなご答弁ありがとうございました。

加藤会長

今池田委員がご指摘の点は、今後の議論の中で非常に重要な、議論すべきテーマになってくると思いますので、今事務局からひとまずの見解を話してもらいましたけれども、それについてはぜひ皆さんと共有しながら、どういう形で議論すべきかということについて

は今後の議論の中で煮詰めていくべきテーマだと思います。

その他、いかがでしょうか。

では、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

小田原箱根商工会議所の会頭の鈴木でございます。

ちょっと私、不勉強で教えていただきたいんですけども、先程事務局から、調整理由の中の一番の編入合併をする理由ということで、編入合併をすると特例措置が使えますというお話だったんですけども、仮にその新設合併の場合は特例措置というのはまったくないのでしょうか。それとも、例えば編入合併の場合は特例措置が多いけれども新設合併の場合は少ないとか、その辺のことが不明瞭だったので、分かれば教えていただきたいのですが。

加藤会長

はい、ありがとうございます。

では、事務局から説明をお願いします。

村田事務局員

ただいまの鈴木委員からのご質問でございますけれども、合併特例法に基づきます各種特例措置につきましては、編入合併だから使える、新設合併だから使えるということで限定されているものもございますし、双方において使えるものもございます。必ずしもどちらかのみということではございません。ただ、先程申し上げました通り、その趣旨的な部分、特に住民自治関係や、都市内分権、こうしたものについては、方式によりまして、その特例を活用する必要性みたいな部分に差があるということで、現実、これまでの活用事例においてもその辺のところははっきり出ているというような部分がございます。

また、細かいところはちょっと今はご説明いたしませんけれども、特別職である議員さん関係につきましては、新設と編入で、明らかに使える特例措置が異なってくるというようなものがございまして、必ずしもどちらかじゃないと全部の特例措置が使える使えないということではございませんが、方式によって使える使えないものに差はあるというような状況でございます。

加藤会長

はい、鈴木委員。

鈴木委員	法律上は、編入の方が使える特例措置が多いというか、そういう意味の自由度が多いというような理解でよろしいでしょうか。
加藤会長	事務局、お願いします。
村田事務局員	はい、おっしゃる通りです。特に議員定数関係等につきましては自由度も大きいですし、その特例措置の規模もやはり大きいという部分がございます。
鈴木委員	はい、ありがとうございます。
加藤会長	ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。今後の議論に関わる非常に重要な前提に関してですので、ぜひ。では、加藤委員、お願いします。
加藤洋一委員	ただいま、正副会長の方から、今後のシミュレーションにつきましては、編入合併でシミュレーションしていくというご提案があって、マスコミ等でもご存じのように、南足柄市議会が先週16日に、南足柄市議会の2市のあり方調査特別委員会が開催されました。その中で、最終的に多数決をとったところ、過半数の議員の方が、新設合併でシミュレーションすべきだというご意見がありました。とりあえず南足柄としましては、新設合併で検討をお願いしたいというのが南足柄市議会の総意ということになりますけれども、一応その後の確認事項の中で、この協議会でのシミュレーションの方式の決定には従うといくことが、確認はされていますので、一応ご報告だけさせていただきます。以上です。
加藤会長	はい、加藤委員ありがとうございます。その他、いかがですか。では先に、今村委員お願いします。
今村委員	小田原の今村です。小田原の方も南足柄さんの議会と同じ、特別委員会で合併方式について議論いたしました。1名は態度保留でしたがあとは、全会一致で編入方式で検討していこうという結論に至りました。そこで、南足柄さんのお話を伺っていて、一つは先程加藤副会長のお話を聞いていて、私、今回のこの協議会のこの3500に亘る事業の付け合わせについて、これをすごい勢いでやって

いるわけですが、これ自体は、実は編入方式というよりも、限りなく新設に近い事業の付け合わせをしていると捉えているわけですが、これについては、確認をしたいとか質問をしたいのですが、編入方式というのは通常、編入される側がする側の方式にすべて合わせるというのが一般的な形であると考えているわけですが、今回の、この3500に亘る事業の付け合わせについては、先程加藤副会長がおっしゃったように、相当、新設に近い作業をしているのではないかという思いもあるわけです。その辺の、整理したお答えをいただきたい。議会とすれば、編入方式で意見はまとまりました。

加藤会長

はい、ありがとうございます。

実際作業している事務方の方から、今の委員のご質問に対して、お願いします。

早川副事務局長

今お訊ねいただきました、合併の方式と事務事業調整との関係について、これは何度か触れてきてはおりますけれども、改めてご説明させていただきます。

編入合併の場合に、編入する側のルールにすべて合わせるという形、これは確かに平成の合併の時には多く見られた調整方針でございまして、編入と決めたら原則は、すべて編入側のルールを適用すると、これを原則に話し合っていくと、これが一般的ではございました。

それに対して今回、この2市協議におきましてやっております作業というのは、事務事業調整につきましては、両市の幹事会以下、部会、分科会を設けまして、すべての事務事業に対して、両市が対等の立場で議論すると、その中で、特に行財政基盤の強化ということが一番にしまして、行革効果が一番上がるやり方はどうなのかと、あるいはその中で、市民サービスを一番低下させないやり方、もっとも住民福祉が向上するやり方は何なのかということをしっかり両市で議論した中で、最適な形を見出すということで議論しております。ですからこれは、通常の新設合併よりもさらにその上をいく、対等プラス行革効果を求めているということで、より綿密な作業をしているということでございまして、そういった意味では、事務事業調整においては、編入という、あるいは吸収といった考え方はまったく当たらないと考えております。以上です。

加藤会長

よろしいですか。今の今村委員に対する事務局の説明は、先程の奥津委員のお訊ねというかご心配に対する、その答えでもあろうかと思えます。実態は、そのような作業をしていく、大事なことはその作業の中身をお伝えしていくことだと思えます。

では、森住委員、お願いします。

森住委員

合併につきましては、やはり、前提を置くとするならば、今後の合併後の全体のシミュレーションがどんなまちの姿になっていくのか、そういったことを示していくためには、やはり厳しい条件の中で、議論をした方がよろしいんじゃないかと考えます。

ただ、その前提となる編入合併なら編入合併で、議論をするにしても、前回示されました事務事業三千数百件の報告ですけれども、それらを個々に詰めていくという作業を今進めているわけなんです。もっとこの合併に関しての骨格の部分というんですか、そういったところでのメリット・デメリットはどのようなよという、ここでも提案書には書いていますが、そういったデメリットをどのように解消していくか、そういう検討の場というのが、個々の事務事業の作業の中でやっていくというのでは、枝葉の部分に隠れてしまって、もっと骨格の部分でのメリット・デメリット、そういったところの議論が必要なのではないのかなと思えます。例えば、市役所の機能の統合等によって、もし南足柄の市役所の機能が統合によって小田原の方へ移る、そうすると、例えば役所周辺のいろいろな施設の統廃合を含めて、商店街の活性化等を考えた時にはどうなんだろうとか、あるいは広域行政で進めているようなものが、今度2市が合併したことによって、残された5町はどのような形になっていくのか、あるいは学校関係の問題にしても、合併のその先に将来的に、高校は2校置いていくのか、あるいは1校に将来的には統合されるのか、医療関係はどうなるのかとか、そういうような骨格の部分についてはこの協議会の中ではどのような位置づけの中で、どのような場で議論ができるのか、何かこの場でできないとしたならば、別の小委員会を設けて、そういう大枠のところでのデメリットに対する解消法が十分に議論できる場を作っていただきたいという風に考えておりますが、いかがでしょうか。

加藤会長

はい、森住委員ありがとうございます。

先に事務方の方から、今後の議論の中で、今の委員のご質問に対するテーマに関してどのようなアプローチが予定されているのか、

その辺をお願いします。

村田事務局員

ただいまの委員のご質問、まさにおっしゃられた通りだと思えます。そうした部分につきましては、この度の協議会の中で、ちょっと個別具体の事例をお出しになられましたけれども、そうしたメリット・デメリット論、当然そうしたところはしっかり把握していく必要があると思えますし、特にデメリットにつきましてはどういう対応を講じていくのかということは、しっかり議論していく必要がございます。

先程、委員の方から例えばで挙げられました、庁舎の関係、施設関係の統廃合、周辺自治体との広域行政、こうしたものにつきましては、前回、各種ランク付けの三千数百という中で、特にAという位置づけの中で設定をさせていただきました項目の中に含まれております。こうしたものを議論するにあたりまして、この後の議題の報告案件の中にごございますけれども、事務局の方で、他事例、特に平成の合併を中心とした事例の中でどういったデメリット論があったのかといった部分は調査しておりますので、後程その辺もご報告させていただいた上で、そうした実態をしっかり把握した上で、先程Aランクに掲げましたような各種項目、こうしたものについては協議の方にしっかり取り組んでいこうと、こうした作業を続けまして、デメリット論に対する対応策というところも、この議題の場の俎上に上がってくるというところで、ご議論いただけるものという風に思っています。以上です。

加藤会長

森住委員、どうぞ。

森住委員

分かりました。よろしく願いいたします。

加藤会長

両市が行ってきた、公的なサービスのすべてにまつわる議論が、特に重要なものはすべてこの机上に上がってまいりますので、その中で今申し上げたような文脈も含めて、当然検討してどういうあり方をしていくのかということ、一つ一つ議論していこうと思えますので、よろしく願い申し上げます。

その他いかがでしょうか。

今日はですね、このテーマは今後の議論にまつわるとも重要な部分でありますので、ご指名はいたしませんけれども、できれば今

ご発言いただかなかった皆様方から何かあれば、ぜひお言葉を賜りたいと思いますが、私の方から区分ごとにちょっと水を向けさせていただきますので、あれば、ぜひお話をいただければと思います。どんなことでも結構です。

まず先に、諸団体の皆様で、自治会関係の両市の皆様いらっしゃっていますけど、いかがでしょうか。奥津委員からは先程ご意見いただきましたけれども。

では、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

編入合併が、今までいろいろ議論を聞いたり、あるいは両市を取り囲む環境や将来的なことを考えた時に、一番合理的な判断かなと、そんな風に考えました。

ただ、今いろいろ心配、森住委員さんが言われたように、いろいろデメリットがあると思うんですね。特に、中心から離れた地域の方々の、例えば、地域が元気がなくなるんじゃないか、あるいは行政サービスが今までのように維持できるだろうかとか、これは平成の大合併の時の反省でもかなり出ていますが、そこら辺をぜひいい方向で解決していただくということが大事なのかなと思います。併せて、先程、都市内分権の小委員会は極めてこれから重要になっていくという印象を受けました。以上です。

加藤会長

ありがとうございます。まさにそのような部分にしっかり議論が及んでいくような体制で臨んでいく考えでございます。

その他、では小田原の木村委員、お願いします。

木村秀昭委員

小田原市の自治会総連合の木村です。よろしく申し上げます。

今まで、皆さんの意見を聞いていると、編入であったり、南足柄の加藤委員の話では、最終的にはこの決定事項に従いますよというようなお話があったかと思うんですけども、一番心配しているのが、両方がくっついた時に、メリット・デメリットがどうしても議題には上がってくると思うんですね。そこで、三千数百もの問題がある、それをできれば、皆さんがここで全員で協議するというのはなかなかできない、ですからやはり委員会的なものを作って、その中で煮詰めて話をして、上がってきたものをここで議論するなら分かるんですが、それを全部ここでやれというのは絶対無理だと思います。その辺のところを、ジャンルごとでも結構ですし、ある程度分けて、そこで議論を戦わせてここに上がってくるのはいいと思

うんですけど、ここでそれを全員でやるのはきりがないと思います。

それと、別に小田原市が偉いわけでもないし、南足柄さんが卑屈になることもないと、私は思います。行くのなら、やはりお互いの気持ちと一緒にならないと、それはできないと思うので、その辺のところをこれからの会議の中で煮詰めて、皆さんでいい方向で進んでいければ一番いいと、私は思っています。

それと、特例措置がいろいろあると、やはりできれば特例措置の使えるところは多く使っていった方がお互いの市の自分のためには一番いいのかなという風に思っていますので、その辺はぜひ皆さんと検討していければいいという風に思っています。以上です。

加藤会長

ありがとうございます。こうした議論の方法については過去の会議でもご説明していますが、まさに木村委員がおっしゃったような形で、ある程度幹事会等の中で議論したものをここに、重要なものについて見させていただいて、ここで皆さんと共有するという形をとっていきたいと思いますので、そのようなご理解でよろしいかと思えます。

事務局の方から補足ありますか、いいですか。

その他、自治会の皆様よろしいでしょうか。では川口委員、お願いします。

川口委員

自治会総連合副会長を務めております、川口です。よろしく願いいたします。

今、メリット・デメリットという話が出てきたので、できればもう少し丁寧な提案をしてほしいかなというのが現実でして、協議第6号のところの中核市移行基本計画（案）骨子ということで、それなりに細かく出てきてはいるのですが、これで、一般市民に投げかけた時に理解ができるのかなと、ちょっとその心配があります。ですからできれば、どちらを選んだ方がメリットがあるのか、まずそこからスタートしていただいて、編入合併の場合はこういうメリット・デメリットありますよと、そういう形でできれば提案していただけたらありがたいです。たぶん、私なんかもこういうのはあまり得意ではないので、なかなか理解するのが大変なんですけれども、一般の市民の方たちがこれを見た時に、ああ、こういうメリット・デメリットがあるのかと、ぱっと分かるような方法で案を提案していただけたら、もっといいんじゃないかなと思います。その辺を検討していただけたらありがたいです。以上です。

加藤会長

今後、議論の中身をご説明していく上での見せ方のご指摘だったと思いますが、何か事務局ありますか。

早川副事務局長

メリット・デメリットを明らかにしていく上でのことですが、まさにその作業を、この場をもって進めていきたいと考えております。今回、この議題に関しまして申し上げますと、先程申しましたように、この方式については編入というものを想定することによって、様々な特例の選択肢が広がるといったことですか、あるいは、行政の停滞を避けることができる、そういったことをメリットとして挙げさせていただきました。編入を前提において、こういった事務事業調整をしていって、それによってまた、市民の皆様はどういったメリット・デメリットがあるのかと、そういったことはこれからのまさに議論ということで、この場で俎上に上げて、議論を深めていきたいと考えておりますので、皆様よろしく願いいたします。

加藤会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

発言の中で、どうしても今後の議論全般にまつわる皆様のご心配も出てきておりますので、それはもうありがたく受け止めさせていただいておりますが、ひとまず今回は、この協議案のことについてのコメントをいただくと非常にありがたいと思いますので、お願い申し上げます。

それでは、経済関係の諸団体、先ほど鈴木委員からはご質問がありました。ご意見も含めてあればお願いします。

では、笠井委員お願いいたします。

笠井委員

商工会の笠井です。

商工会としては、いつも鈴木会頭や小田原市の商工会と一緒に議論する場をいただいているんですけども、南足柄商工会だけでなく、足柄上・下とそういった商工会の団体があります。その中で私たちがこれから話し合っ、商工会議所とともにやっていくのか、それとも存続していくのかという面に関しては、分科会で協議ができると感じております。

それとまた、これからの先の、私たちどうしても、足柄上・下との連携がありますので、今回のそのあり方が、一つ想定という形で置かないと、先々、足柄上・下の影響も大きくあると思っています。

それも、分科会でという形でいろいろと影響があり、話し合えるという場があると考えてよろしいでしょうか。

加藤会長

商工会のあり方に関してということですね。  
事務局、お願いします。

村田事務局員

行政と商工会さんとの連携の話につきましては、今も広範囲に連携させていただいていると思いますので、個々の事務事業の中での取り上げだと思っております。

あと、そもそも、商工会さん等のいわゆる公共的な団体さん、この部分を合併とからめてどう考えていくのかということにつきましては、Aランクのところでは公共的団体の取扱いの部分というところが議題としてございます。これは、行政のサイドで公共的な団体をこうしましょうという決定権的なものはないんですけれども、特例法の条項に基づきまして、公共的団体についてはこんな形で今後合併する場合はやっつけられるとどうかみたいな、ご提案というか考え方を促していくようなところにつきましてはまさにこの協議会の議題の俎上に上がってまいりますので、まさにこの部分が出てきて、ご議論をさせていただく予定となっております。

加藤会長

笠井委員。よろしいですか。

笠井委員

ありがとうございます。

加藤会長

それでは、小田原の皆さんはよろしいですか。

それでは、今経済団体の方は、鈴木委員も領かれていましたので、次は福祉団体の方でご意見があれば。

では、小野委員、お願いいたします。

小野委員

小田原市社協の小野でございます。先程来、編入合併を前提とするということなんですけれども、私、意外に感じましたのが、比較的穏やかな形で話し合いが進んでいるということで、もう少しこのことでは紛糾するんじゃないかという風に思ったんですけど、意外な思いを感じているところでございます。

ちょっと事務局に質問なのですが、先程説明のありました、他県の市町村が並んでいる中での、編入合併を選択した理由の項目の中でよく分からないのですが、自治体規模という内容と、サービス水

準という意味合い、あと自治体種別も分からなかったのですが、これは分かりましたので、その自治体規模とサービス水準の意味しているところをご説明いただければと思います。

加藤会長

はい、では事務局お願いします。

早川副事務局長

協議第12号の資料の3ページの部分、「編入合併」を選択した理由の見出しの部分で、まず規模の部分で、自治体規模と人口、面積と並んでいます。これは、各市ごとに記録として残した理由から拾い出していますので、表現が重複している部分がございます。自治体規模の中には、人口や面積も含まれた状態で表現している場合が多くございます。ですからこれは、全体として規模が大きいという風な捉え方でよろしいかと思えます。それから、サービス水準の部分では、これは編入した側の市のサービスがより優れているという判断がされたということでございます。

小野委員

ただいまの説明でサービス水準のところ、これからの議論にもいろいろ3千いくつかの事業の見直しといったお話がありましたけれども、やはりサービス水準、今まで両市で進めてきた事業の水準をどう合わせるかというのは、極めて市民にとっては大事な話です。そのあり方によっては、27年1月の両市の研究報告でありました14億円が合併によって浮くという財源も、あつという間に吹っ飛んでしまうのではないかと危惧しているところでございます。編入された方は編入した方に事業の内容も従うということですが、なかなかそれは納まりが悪いので、先程来説明がありました通り、若干対等というような形で議論をしていくということは、大変ありがたい話という風に思っておりますので、ぜひそういうことで、特に福祉関係なんかは、一番市民に直結した形で事業の数も多いものですから、両市の水準はおそらく、ちょっと違った状況もあるかと思えますので、その辺の水準合わせのようなものは極めて大事だなという風に思っております。合併しますと、市の名前、市役所をどこに置くか、それからこのサービス水準のあり方というのは三種の神器みたいな形で議論されるのではないかと考えておりますけど、ぜひこのサービス水準の議論については慎重に検討できればという風に思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

いずれにしても、私も小田原市民ですので、編入合併前提と

いうことであれば、この年末年始、友達とかいろいろな人と議論をしてきたんですけど、多くの者は、当然、小田原にとれば編入ですねといった意見もあるのと同じように、その方向で議論が進めばありがたいかなという風に思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

加藤会長

ありがとうございます。

その他、福祉の関係でいかがですか。先程、森住委員からはいただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、教育の方では今日、小田原の富樫委員はご欠席ですけども、宗像委員いかがでしょうか。

宗像委員

私、南足柄PTA連絡協議会の宗像と申します。よろしくお願ひします。

本日、新設か編入かということで、編入がいいのではというお話になっております。新設は、私たちからしても、とても夢があるなというお話なんですけれども、行政サービスについてはですね、滞ることを避けないといけないものすごく感じております。そう考えますと、やはり編入もあるのかなという印象を受けました。

私は、その際に、教育関係ということで、小田原市さんの方では、子育て支援とか、教育の方で文化芸術とか。南足柄市では、子どもたちのために学童保育のお手伝いとか、あとは環境会議ですとか、教育の方も有能な教育者さんたちをはじめ、とても頑張って教育の方に力を入れています。そちらの方も、こちらに議題は上がってこないのかもしれませんが、今回事務局の皆様方が大変多くの資料を準備していただいて、その中でデメリットとして、学校が古くなった場合に、統合したために行政のサービスが行き届かなくて修理が滞っているということがないように、アンケート結果にも出ていますので、そのようなことがないようにお願ひしたいと思います。以上です。

加藤会長

ありがとうございます。

双方に、教育分野でのそれぞれ優れた取組がございますので、こういったものは先程のご議論のように、いいものをとっていきつつ、全体としては、そうは言っても行財政改革の効果も出てくる中でいいところを選んでいくということになると思います。ご意見ありがとうございます。

あとは先程、両議会代表の委員さんからは、南足柄は加藤委員から、小田原は今村委員の方からお話ございましたが、何か補足とございますか、ご意見等ありましたらお願いします。

では、岡本委員お願いします。

岡本委員

縷々ご意見を伺ってしまして、もう一度ちょっと確認なんですけれども、まず、対等な形で事務事業の調整はもうすでに始まっているということで、それが編入にしる新設にしる、事務事業の付け合わせについては、行革の観点を持って取り組まれているというようなことがまず確認できました。そうしますと次に、今回のこの協議会の一番の目玉であるというか、まずこれが決まらないと、次への議論が進まないのかなという部分で、本日、編入合併、それと合併の時期についてご提案があったんですけども、再度確認として、あくまでもこれは市民に合併するかしないかの判断を問うための、いわゆるたたき台作り、その中においての、いわゆる編入という形でシミュレーションを作っていくという風なご提案で判断しますと、後日、最終的に市民にお示しする資料、最終的にこの協議会で作られてきた成果物ですね、その段階で、いわゆるシミュレーションとして編入で作りましたという形がしっかり担保されているのかどうか。これがたたき台となって、もう編入で次の議論はそこから決まっています、というようなことになってしまいますと、非常に市民に誤解を招く部分があるのかなという風に判断します。その辺について、ちょっと確認したいのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

ありがとうございます。では、確認で事務局からお願いします。

早川副事務局長

この合併の方式というものに限らず、こちらで今シミュレーションとしてやっております任意協議の結果、これは両市のシミュレーションという位置づけですけれども、正式な決定という意味合いにおきましては、これは法定協議会の場合ということの役割になってまいります。そこに至る前の、市民の皆様の一つの合併した場合の総合的な姿をお見せするためのシミュレーションの前提を、今回編入でということの位置づけでございますので、そういった意味で敢えて想定といった言い方をさせていただいておりますけれども、あくまでもシミュレーションを行う上での前提条件を今回決めさせていただきたいということでございます。

加藤会長

岡本委員、お願いします。

岡本委員

そうなりますと、あくまでも今回の編入というのは、いわゆる議論していくための形という部分で、その議論していく上においては、やはり都市内分権とか、特に小委員会を持たれた議会関係のものについては、やはり議員の身分もしくは在任特例等、またそれらを充実していくことによって、当然両市のいわゆる編入される側の南足柄市の意見も新市に反映していくことができるというのも、やはりそこはしっかり確認できていかないと今後いけないのかなという風に思うんですけど、その辺が今回担保されるという部分でよろしいでしょうか。

早川副事務局長

まさに委員がおっしゃる通りで、今回、編入というものを想定に置くことによって、選択肢が広がるという意味で、またその結果として、小規模側にあたります南足柄市における課題とか、その解決策を十分に議論することでその選択肢が増える意味での、編入を選択すべきという提案でございます。

岡本委員

はい、分かりました。

加藤会長

ありがとうございます。  
星崎委員、お願いします。

星崎健次委員

皆さんの意見をだいたい聞かせていただきまして、編入合併というのは、言葉の印象ですけれども、どうしてもやっぱり吸収合併という印象が残ってしまって、感情論というところが入ってしまうと思うのですが、先程の事務事業等のすり合わせ等については、新設以上の議論をしているという言葉をいただき、ぜひそういう形でというところでは進めていってほしいと思います。提案理由の中にも、小規模側の自治体における住民自治や行政参画を保障することが課題となると謳っています。声をしっかり届けるという部分では、先程の小委員会の設置をとということもおっしゃっていただいたので、そこはしっかりと調査・検討というところで、小委員会を設置していただけるというところをもう一度お約束というか、小委員会を設置していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

加藤会長

はい、ありがとうございます。小委員会の件はまた後程の議論の中でした方がいいのでしょうか。

先程、池田委員からご意見いただいて、今、星崎委員からもいただきました。今、協議第12号の件での議論の最中ではありますけれども、おそらく皆さん方、特に南足柄の委員さんにおかれましては、非常に関心を持たれている件かと思いますので、今回この場で正式な形として議題として提起できませんけれども、この方向で作業を進めていくということによろしければ、この場で皆様方ある程度了解を得ておきたいと思いますが、それはよろしいでしょうか。

<承認の声あり>

加藤会長

はい、都市内分権の議論についてはそういう形で、ぜひ小委員会の形で設置をしていく方向で、この後事務方の方からきちんと提起をさせていただいて、次回にやらせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは次に奥津委員、お願いします。

奥津委員

もう一度確認と言いますか、一つお願いがあるのですが、今日のこの協議第12号についてはおそらく皆さん、こういう提案があっ  
ていろいろと議論して、合併方式になるのだろうという印象を持っているのですが、それはそれで結構なんですけれど、ただ私が言いたいのは、表題が編入合併なのは結構なんですけど、別紙の中で、新設合併と編入合併の表があって、次ページの3ページは特に、編入合併の表しかないんですよ。新設合併の場合にはどういうところがあって、どういうところをポイントにしてやっているか。こうして一方的に編入の方に流れが入っているわけですよ。今日は仕方がないにしても、次からは今議論に出ているのはメリットとデメリットを明確にしてほしいということなので、特に平成の大合併が終わりまして、それぞれ先程事前に配られていた資料を読んでいたわけなんですけど、支障例というのが必ずあるわけなんですよね。それに対して、この南足柄と小田原が合併の方向に向かって合併する場合には、その支障はどういう形でつぶしていくか、あるいはつぶしてきたか、やはりそういうものを学んでやるのが、新しい未来都市に向かうために市民が望んでいるいい形での合併になるんじゃない

かと、私は一市民として思っているわけです。ただそういう意味で、資料を一方向的に誘導するようなことは大変まずいと思うのです。今の天皇在位の問題にしても、何かこう誘導的な方向に行くような表現になっていますけれども、やはりそういう意味で、必ずメリットとデメリットを市民に判断していただくような、そういう資料をぜひ示していただくことによって、市民がいい合併だったねというような印象を持てるような、合併の構想を今から作ってもらわないと、こんなにたくさんの方が一生懸命議論をしても、市民からこんなものはだめだと言われるようでは大変無駄ですから、やはりお金と時間をかけているわけですから、その辺は十分に考えていただいて、資料作りををやっていただきたいと思います。そこはお願いですから、よろしく願いいたします。

加藤会長

ありがとうございます。今日、この場でお諮りをしているのはあくまでこの後の数回に亘る膨大な議論をしていく上で、前提を編入方式ということで置いておけないかというお諮りですけれども、奥津委員がおっしゃるように、最終的に両市民の皆さんに諮っていく上ではきちんと選択肢がある幅の中での議論だということも分かるようにしていかなければなりませんし、折に触れて、提示可能な資料については、我々も隠匿するつもりはまったくございませんので、提示可能なものは提示して、見ていただいた上でなおかつ議論に臨んでいただくと、そういう形をできるだけとっていきたいと思います。よろしく願いします。

奥津委員

よろしく願いします。

加藤会長

はい、では鈴木委員お願いします。

鈴木委員

ご提案の趣旨については、私は特段異論はなく賛成なのですが、先程から少し何か議論がすれ違っているような懸念があります。というのは、今回のご提案はあくまでも、この任意協議会の中では編入というストーリーで、想定して、その場合にベストのスタイル、モデルを作るとのことだと先程説明がありまして、私もそう思っているわけなんです、その過程の中で、新設なのか、編入なのか、そのメリット・デメリットをはっきりしろというご意見も出ているわけなので、ということは、そんなことをやろうとして

いると、編入の場合はこうです、新設の場合はこうですとすべて3500に対してやっていかないと、実はメリット・デメリットって出ないと思うんですね、比較という意味では。その辺りが、ちょっと見解の相違があって誤解が走ってしまうと嫌だなと思います。もちろん、今回の話はあくまでも想定としての編入で、最終的な判断はここでするわけではありませので、それを市民の皆様が判断できるに値するしっかりと資料を作りましょうというのが私たちの仕事だと思っていますので、これからの半年一年の中のプロセスの我々の仕事の中で、ちょっと今の議論を伺っていると、少し見解の誤解があるのではないかと思います、これはきちっと統一をされておいた方がいいのではないかと思います、発言いたしました。

加藤会長

事務局、お願いします。

早川副事務局長

今回、編入という方式を想定としてご提案させていただいた趣旨といいますのは、多岐に亘る協議項目を検討・協議していく中で、この項目については新設合併を前提に、また別の項目については編入合併を前提にといった、そういった前提が混在するような形では、議論が拡散してしまっていて、最終的に協議会として、合併の全体像を一つのパッケージとしてまとめていくことができないという意味で、これはどちらか方式と時期につきましては、基本的な事項につきましては一貫した前提を置いて、検討・協議を行うべきであるという大元がございまして、その中でも、方式につきましては編入で議論した場合の方が、おそらくメリットは多いだろうという判断で、そういった前提で編入というものを今回提案させていただいたわけで、そういったご理解でいただければと思います。

鈴木委員

その辺で、委員の皆さんがご納得というかご理解されればいいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長

先程の事務方の説明の通りでありますけれど、先程奥津委員のご質問に私の方でお答えしたのは、この協議会の合意事項の前提としてその幅広い選択肢がある中で、この編入方式を前提として議論していくということをまずしっかり目指していくこと。ただ、最終的にそれをどういう形で出すかという時に、いろいろな選択肢がある中で、今回我々は編入方式という前提に立って議論をして、それで

一つの姿をまとめるということで議論するということで、そこはしっかりやっていきたいと思います。

小野委員、お願いいたします。

小野委員

ただいまのメリット・デメリットの関係なんですけれども、今まではいろいろな国の報告とかそれぞれの事例の中で、抽象的な言葉でいろいろな議論がなされて、この資料なども全部、財政的には効果があったとかの抽象的な話ばかりですので、当然、私から言わずもがなだとは思いますが、ぜひこれからは、小田原市・南足柄市に対してメリット・デメリットどうなるのという具体論を書いていただく、考えていただくということでぜひお願いします。それでないと、議論は進まないのかなと思いますので、若干抽象論の言葉はもう省いて、具体的に小田原・南足柄はこうなりますよというようなことはお願いできればと思います。言わずもがななことだとは思っていますが、よろしくお願いします。

加藤会長

ありがとうございます。

では、今村委員、お願いします。

今村委員

鈴木委員が先程おっしゃっていたことですが、まずは全体の流れとしては編入方式で検討していきましょうという流れを今日決めて、先程加藤会長もおっしゃっていましたが、最終段階で両市民に示す段階では、ここの工程はもう少し具体的に説明しないとイケないと思うんですね。要するに、なぜ編入方式で検討したか、その辺についてのメリット・デメリットがもう少し具体的に、理解しやすいような形で示していくようなまとめ方をしないと。今日せっかく皆さんから出た意見が反映されないと思いますので、そういう形でまとめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長

それはまさにおっしゃる通りで、そういう形で、そうしないと今回の協議会の前提そのものが最終的な段階で全部ひっくり返ってしまいますので、こういう理由の元でこういう前提を置き、その中で議論をした結果こういう形になったということ、全体像をきちんと示す形で最後まとめることになろうかと思っています。

その他、いかがでしょうか。小田原の議員の皆様はよろしいですか。あと、今日は学識経験者の大杉委員、また、今日からご参加の牛山委員もいらっしゃいますので、ご意見をいただければと思いま

大杉委員

すが、いかがでしょうか。

皆さんのご意見、いろいろとご心配、ご懸念がある中で多様な意見が出て、議論としては尽くされつつも、今後の協議の流れもあるでしょうから、いろいろ明確にしていかなければいけないところもあったなという風に思いますが、ここの委員の方々がというわけではなく、よくあるまず誤解と申しますか、合併の方式と合併する自治体間の関係とは、これは切り離して考えなければならない。つまり、手続き上で、新設なのか編入なのかということと、いわゆる対等な関係なのか上下関係なのかということとはまったく別の事柄ですので、ただし、これはかつて合併が行われた時、あるいは自治体間の規模が圧倒的な違いがあって、例えば極端な例で言えば、政令指定都市のような規模の自治体が隣接する人口千人2千人の町村と合併するという時に、これはやっぱり行政の仕組みとしては、合わせる時に個別にすり合わせるというよりは、やはりある意味ではいわゆる吸収というような形を取るようなことがあったかと思いません。その場合は、手続き的にはここで言えば編入ということになるんでしょうけど、ただし編入合併が吸収ということでは必ずしもないわけですし、現実には、例えば政令市レベルのところと一般市が合併する時も、今日お話いただいたように、個々の事項について検討して調整していくということは、ごく普通に行われていくことかと思えます。もとより、人口規模等で差があるとは言え、同じ市がそれぞれ今分権の時代にそれぞれが自立した市としてあるわけですから、その両者の関係が、対等な関係で合併の協議を進めていくということは、私はそうあるべきだと思いますし、それでなければ私は個人的には反対したいと思っていますけど、考えの中で、そうした、ここでは編入という方式を取って、それで想定をして、検討を進めていく。一番重要なことは、検討していく中で、個別の事務事業等をすり合わせていく中で、市民の皆さんにきちんとそうした実態を見ていただく、これから先、どうこの地域の行政のあり方、自治のあり方になっていくのかということを知っていただくということが、非常に重要だと思っております。ですからそういう形で進めていただくということが、重要だと思っておりますが、そういう点で言いますと、何人の方からも出ていましたけれども、一方で、編入という方式は突き詰めれば法人格を一方を残すか、それとも、ゼロベースで最初から立ち上げるかの違いに尽きるような、対等に協議を進めていく話だったので、そういうことに尽きるようになるうか

と思います。一方で、行政の中で個別の事業をすり合わせていく、例えば教育であるとか福祉とか、きちんと検討しなければいけないのですが、行政内部だけで留まっていたら困るので、そうしたことが市民の方々に見えるように、我々協議会メンバーの方も市民に将来を考えていただけるような材料が出てくるような方向で見守っていくということが必要になってくると思います。

それから、特例ということがいろいろ言われているのですが、これも特例というのは、合併に際して特別に措置されるということで、特例を使えばお得だという意味では必ずしもないですから、選択した方がいろいろとメリットがあるなといった時には、それはもちろん活用した方がいいと思いますし、2市間の合併でそうでもなさそうだなと思ったら、それに囚われることなく考えていくことも今後必要になっていくのかなと思っています。

まずは、ご提案につきましては私は基本的には、こうした合併の方式として、編入を想定してシミュレーションをしていくということで、市民の方々に将来の姿を早く知っていただき、検討してお考えいただく、ご意見をいただくということに力を置いていくべきかなという風に思っています。以上です。

加藤会長

貴重なご意見をありがとうございました。

では、牛山委員、お願いします。

牛山委員

牛山でございます。すみません、会議が決まった段階ですでに入っていた講義が変更できませんで、今日初めて参加させていただきます。よろしくお願い致します。

今、大杉委員がおっしゃられたように、これはやはり俗に、吸収合併とか対等合併とよく言うんですけども、これとやはりその合併の方式とは別の問題だと私も思います。ですから、他県に行くと、対等方式合併とか新しい言葉を作ったりしてやっているところもありますが、ここではそういったことはともかく、形式なんだということですね。端的に言うと、私思いますのは、基本的に編入合併という形は編入する側に、それを基本として協議をすることかと思うんですね。今回の場合、私も事前に今日何う前に事務局の方からいろいろ伺いまして、そうではあるけれどもかなり新設合併に近いような項目についての精査をされていると、こういうことでございますので、編入ということでも、いわゆる吸収のようにならないように配慮というものはされているのかなと思っています。

私、実は県内では唯一の合併市の相模原市の合併協議会に関わっておりまして、合併協議をしてきたんですけれども、具体的には、その場合は編入合併という形で、62万人と4町8万人～9万人というような合併でしたので、そういった意味では、明らかに大きく規模が違っていたということではございます。その際に、こちらの場合は、それほどの62万と8万といった開きはないんですけれども、やはりその辺の議論をした時に、編入されるという言い方は失礼ですけども、法律用語ですけども、編入される側の自治体に対して、やはりどのような配慮をきちんとできるかということが、かなり重きを置かれたと思っております。要するに、合併していわゆる編入される側の自治体が、それに伴って不利益を被らないようにという配慮、これをかなり議論したように記憶しております。そういう意味でいうと、今回、当然新設合併という形にしても、それができないというわけではもちろんないと思っておりますけれども、ただ、先程大杉委員がおっしゃられたように、新設合併は、そのすべての合併する自治体の法人格が消滅するわけでありますので、逆にいうと旧小田原市域というものについて、何か配慮しなければならない、何と言いますか、同じように小田原市もいくつもの地域があると思っておりますので、やはりそのなかなか編入する側が、編入される側に対して、いろいろな配慮といったら失礼ですけども、サービスが低下しないようにとか、合併に伴って生じるデメリットが生じないように、デメリットを減ずるように、という風になっていくと思っておりますので、私はそういうベースで、協議をシミュレーションしてみるということは、その意味があるのではないかと感じて伺っておりました。あくまでもそういった意味では、吸収とか対等とかという風なカテゴリーと、その新設と編入というのは別の問題として、どうしても感情論で言うと、編入という言い方は、法律用語でどうしても編入する側、される側みたいな言い方をするので、そういう風に聞こえてしまうところもあるかもしれませんが、そういったところに関わらず、シミュレーションをしてみる一つの方式ということでお考えいただき、冷静なご意見をいただくと。委員の皆様のお話を伺っていると、本当に先程もご意見ありましたが、激しい応酬ということでもなく、冷静にご議論いただいておりますが、ここからスタートしながら、市民の皆様はどういった合併後の姿を描けるのかということをご議論いただければいいのかなと思っております。

すみません、私ちょっと思いついて、事務局に私が質問していけないのかもしれませんが、例えば新設合併になって小田原市廃止さ

れますよね、その場合、特例市である小田原市も廃止されますよね。その場合、中核市になる制度は使えると考えてよろしいですか。

村田事務局員

不勉強で申し訳ございません。間違っていた場合は改めて訂正させていただきますけれども、法の施行時に特例市だったところを施行時特例市という表現でしておりますので、その時点で小田原市は特例市でございましたので、現に今、施行時特例市でございますので、その権利義務は承継すると、新設の場合であっても、という形だと考えておりますので、事務局の理解としてはその部分は現状となんら変わらないと理解しております。確認の上、もし誤りがあるようでしたら、改めてまた次回会議に訂正をさせていただきます。そのように理解してございます。

牛山委員

すみません、私が質問してしましまして。特例市の小田原が消滅した場合、その権利が継承されるかどうか、確認いただきたいと思えます。ありがとうございました。

加藤会長

ありがとうございました。お2人の学識経験者の委員さんから非常に貴重な、的確なコメントありがとうございました。  
では、加藤委員、お願いします。

加藤洋一委員

先程は、南足柄市議会の総意ということで発言をさせていただきましたけれども、今回は一委員として発言させていただきます。その点が、インターネット等でいろいろ調べてみると、編入合併の方が、小さい市、今回に限っては南足柄なんですけど、編入合併の方が南足柄市にとって有利になるんじゃないかということですね。そのようなことが、インターネット検索などするといろいろ出てくると。後で、事務局にそのことの確認と、あと大杉先生と牛山先生のコメントについてお聞きしたいです。

そもそも、合併というと、いつの場合もそうだと思いますが、小さい方の市がなくなってしまう、小さい市の良さがなくなってしまうということが一般的に言われ、先程、佐藤委員の方からも、南足柄市周辺に目を向けてくれなくなるだとか、そういう一般的な合併のデメリットだと思うんですけども、そう言われていますと。それを打破するため、その不安を取り除くための一つの大きな要因として、南足柄からできるだけ議員を出すという想定ですね。それで、議員活動等によって南足柄地域の活性化だとか、その辺のことを議

場で訴え続けると、その議員を確保するという点から考えると、新設と編入、具体的に話をさせていただきますと、新設合併ですから即両市の議員はいなくなるわけで、何日か以内に選挙。合併特例を使うと、2年以内、具体的に言うと、両市の市議会議員はあと2年ちょっと、31年の4月、地方統一選で再選が行われるわけです。先程会長の言われたように、それから1年後、32年度に合併が行われるとなると1年ちょっとですね。またすぐそこで選挙ということになるわけですね。最短の場合ですね。人数的にはというと、今小田原市さん28人で、周りを見てみると茅ヶ崎市は23万5千人で28人、大和市も22万8千で28人、ということは、両市が合併したとしても、その程度の人口規模ですから、やはり28人と。小田原市さんと南足柄が合併しても28人のままで、新設合併の場合はそこで選挙と。でも特例を使うと、2年以内という在任特例というものが使えますから、31年度統一選挙で32年度合併、それから33年度とか34年度に、一番長くてもまた選挙が行われる。でもまた28人ですよ。その一方で、編入合併の場合、最短は31年度地方選、32年度合併、そこで南足柄が16人すべてそこでいなくなると、それから次の統一地方選35年までは、小田原市の市議会議員さんだけで、両市の運営を行うとそういうわけになると、これは最悪のパターンですけども。でも、合併特例一番長いパターンとして、31年に地方統一選、32年に合併した時に両市の議員が在任特例によって35年度まで44人であることができる。南足柄もいることができる。その後、またさらに定数特例で南足柄から数人の議員さん出すことができることで、その間お互いに南足柄市の市議会議員が小田原市のこと、小田原市の市議会議員さんが南足柄市のことをいろいろ勉強することもできるという猶予期間が設けられますよね。先程事務局が言ったように、行革効果としては薄い効果になってしまいますけど、編入合併の方が小さい市にとってはそのような意味では有利になるということで、その辺をまず事務局に確認したいと思います。この辺の特例は今でも生きているのかどうか。

加藤会長

小委員会の方でぜひ具体論については、今のご質問については、事務局からお願いします。

村田事務局員

あくまでも、法制度上はというところにつきまして、今のご質問に対してお答えさせていただきます。委員のおっしゃられた通り、新設合併の場合は使える特例としては在任特例のみということになります。新設合併から2年を超えない期間で協議で定めた時期までが在任の特例という形。それを使えるのが新設合併の時の特例でございます。かたや、編入合併につきましては、一つは今おっしゃられました。在任特例、これにつきましては最大、編入する側の議会の議員の任期までという形になりますので、この両市につきましては統一地方選で時期が一緒でございますので、そういう意味では先程の想定で平成32年度中の合併ということにした場合には、平成31年の統一地方選と同時でございますので、その後平成35年、ここまでの在任特例が使える最大期間になります。その後につきましては、在任特例は編入合併の場合であっても1回だけの特例でございますので、その後は、定数特例と併用するかしないかといった部分が残りとあるということです。在任特例・定数特例、仮に併用した場合には、最大7年程度の特例の活用ができるというような形ですね。平成35年度の統一地方選からさらに4年間、定数の特例の活用を重ねてすることができますので、在任特例にプラスして、定数特例を4年重ねて使うということで、比較的手厚い特例が編入合併の場合は使っていくことができるということになってございます。以上です。

加藤洋一委員

すみません、会長が言われるように確かにこれ、小委員会の方で議論すべきことなんですけれども、一つの具体例として、どういう風な形であれば、編入合併が南足柄市にとって有利な面もあるよというお話をしたかったんですけど、もし先生の方でコメントがあればお願いしたいです。

加藤会長

では、牛山委員、コメントをいただけますでしょうか。

牛山委員

要するに、編入合併と新設合併の場合で、制度的な違いというだけですね。具体的にはやっぱりシミュレーションしてみて、何年何人、ということになると思うんですけど、端的に言えば、その編入の場合でないと使えない定数特例ですね。要するに、南足柄がもし編入合併をした場合に、南足柄を選挙区とする議員さんを一定の数、何人にするかはありますけど、出せる、という特例が使え

るということでは、新設合併とは違う南足柄市にとってのメリットであると、端的に言えばそういうことになります。

加藤会長

ありがとうございます。加藤委員よろしいでしょうか。  
では、奥津委員お願いします。

奥津委員

たびたびすみません。今回のようなそういう、私は南足柄の市会議員でもなんでもないのですけれども、その特例を利用して、今たまたま例に出されただけかもしれませんが、自分の議員の生命がどこまであるとかかそういうことを議論する場じゃないと思うんですよ。この場は、編入合併をベースにして、仕事を見直そうという話であって、その中で先程会長がおっしゃられたように、編入でも新設でも、新しい力で新しい視点でやっていきたいと思います、そのために小委員会を設けてやりましょうという話なので、そういう例を出されちゃうと困っちゃうんですよ。私たち、議員じゃない者にとつたら、そのために今日来たのかという形で、極めて無駄な議論だと思えます。それはむしろ、先程から提案されているように、小委員会で好き勝手にやってくださいということです。ここは、そういうものを決める場所じゃないと、私は理解していますけれど。

加藤会長

ありがとうございます。  
では、安藤委員、お願いします。

安藤委員

私、かながわ西湘農協の安藤と申します。JAにつきましては、話は長くなりますが、戦後、1万7千くらいの農地と同じ数があったんですが、今は何回かの合併を経て、全国で650、だいたい合併が進んでいます。この地域を見ますと、旧小田原は当時の下郡といわゆる吸収でございました。JAかながわ西湘になって10年経ちますが、12年前は2つのJAがあり、対等でございました。いわゆるその段階規模増ということでございました。

私は、今日の議論はおおかた、いわゆる編入ということでもう整っておりますので、そのことについてはもうよろしいと思えます。大事なことは、いろいろな意見が出まして、やはり住民の利益を最大限に、このことを前提に議論をすること。ですから、各種の既得権や各種団体の利害というものを一切排除して議論していかないと変な方向に行ってしまうと危惧いたしますので、そういったことで大前提は、あくまでも住民のメリットを最大限に考えるというのが

私どもの使命ということで、あらゆる既得権や利害を排除して議論を進めていくことをお願いしたいと思います。以上です。

加藤会長

安藤委員、ありがとうございます。おっしゃる通りだと思いますので、そういった観点でぜひ今後とも議論を深めてまいりたいと思います。

あらかた、皆様方からご意見いただけたと思いますので、今回私、また副会長の方からもご提案させていただきました、この協議の前提にまつわご提案ですが、編入方式というもの、また32年度までのスケジュールというものを前提として置いた上で議論していくということについては、概ね皆様方のご意見としてはご賛同いただけるような状況かという風に拝聴させていただきましたが、そういった方向でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

加藤会長

ありがとうございます。

それでは、この協議第12号について原案の通り承認ということで進めさせていただきます。非常に冷静かつ、万遍ないご議論ありがとうございました。

次第の「3. 議事」のうち「(1) 協議事項」については、以上でございます。開始からすでに2時間近く経過をしておりますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は午後3時30分をお願いいたします。

<休憩>

加藤会長

それでは、休憩前に続きまして、会議を再開させていただきます。

議題として、「(2) 報告事項」に移らせていただきます。今回の報告件数は、合併関係項目が2件、広域連携関係項目が1件、及び総括的項目の1件でございます。

では、「報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について」を議題といたします。

事務局にご報告を求めます。

それでは、(2) 報告事項のうち「報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について」ご説明いたします。本件は、新市まちづくり市民懇話会のメンバーが決定しましたので、懇話会の開催スケジュール等と併せて報告するものでございます。

お手元の資料「報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について」をご覧ください。

これまでも何度かご説明申し上げてまいりましたが、新市まちづくり市民懇話会は、新市まちづくり計画を作成するにあたり、合併後の市をどの様なまちにしたいか、その実現に何が必要かなど、事務局が計画素案をまとめる上で、参考とする市民意向を把握するためにワークショップ形式で開催するもので、両市の商工業、観光、子育て、市民活動等の分野からそれぞれご推薦をいただいた団体推薦メンバー10人と、公募により選考を実施した公募メンバー10人の合計20人の構成となっております。公募の10人のメンバーにつきましては、選考委員会を開催し決定しております。

「1. 懇話会メンバーの募集結果」につきましては、第2回の協議会に報告させていただきましたが、応募総数は18人、うち小田原市民が11人、南足柄市民が7人で、そのうち男性が8人、女性が10人という結果でございました。

「2. 公募メンバーの選考」でございますが、両市の職員5名からなる選考委員会を昨年11月28日に小田原市役所にて開催し、応募用紙の記述内容から、積極性や着眼点など、懇話会での活発な議論が期待できるかを基準に、両市から5人ずつ、10人のメンバーを選考いたしました。

「(4) 懇話会メンバーの応募動機等の記述内容」につきましては、公募メンバー、団体推薦の方の応募動機等の記述内容を取りまとめ、別紙として添付してございます。全体的に、合併に対して、また、懇話会での活動に対して前向きな意見を多くいただいていると感じておりますが、こちらは後程ご覧いただければと存じます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

「3. 懇話会の構成」でございますが、両市の市民10人ずつ、合わせて20人で構成されており、そのうち、団体推薦メンバーが10人、公募メンバーが10人となっており、性別、年代別の構成については、表のとおりでございます。20人のうち、男性が12人、女性が8人、年齢別の構成としましては、10代が1人、20代が2人、30代が7人、40代が5人、50代が5人となってい

ます。なお、20人のメンバーの他に、本協議会に学識経験者の立場でご参加いただいている首都大学東京大学院教授の大杉先生にもアドバイザーとしてご参画いただくことになっております。

次に、「4. 懇話会の開催スケジュール」でございますが、懇話会は1月から3月までに5回開催する予定となっております。第1回の懇話会に先立ち、昨年12月21日、午後7時から小田原市役所を会場に、メンバー18人の出席を得て、事前説明会を開催しております。事前説明会では、自己紹介の他、2市での協議の経過や新市まちづくり計画、懇話会について説明いたしました。2市での協議の経過につきましては、2市の課題を含め協議に至る経緯として、なぜ今協議するのか、なぜ2市で協議するのか、2市で何を協議するのかを説明するとともに、現在の協議会の状況について説明いたしております。新市まちづくり計画につきましては、第1回協議会でご承認をいただいた新市まちづくり計画策定方針をもとに、計画の概要を説明するとともに、懇話会を設置する目的や、懇話会で把握した市民意向を、計画策定にどのように活用するのか、そして、懇話会の進行方法などについて説明いたしました。なお、事前説明会をご都合により欠席された2名につきましても、別途、同様の内容を説明しています。

第1回の懇話会は、本日、午後7時から小田原市役所601会議室にて開催いたします。今回の懇話会は、「市民が求めるまちづくりの方向性を考える」をテーマとし、昨年7月に実施したアンケートの「合併後のまちづくり」についての設問において、市民の関心が高かったまちづくりが支持された理由や、そのまちづくりの実現には何をすべきかを話し合います。第2回以降の開催日時等は予定がありますが、第2回の懇話会は、2月2日の午後7時から南足柄市役所を会場に、第1回の懇話会に引き続き、同様のテーマで話し合ってください。第3回の懇話会は、2月14日の午後7時から小田原市役所を会場に、「合併後の小田原市域を考える」をテーマとし、小田原市域の強みや弱み、良いところ等の地域特性を出し合い、合併後にどのようになってほしいのか、またそのためには何が必要なのかを話し合ってください。第4回の懇話会は、3月9日の午後7時から南足柄市役所を会場に、「合併後の南足柄市域を考える」をテーマとし、南足柄市域の強みや弱み、良いところ等の地域特性を出し合い、合併後にどのようになって欲しいのか、またそのためには何が必要なのかを話し合ってください。第5回の懇話会は、3月28日の午後7時から南足柄市役所を会場に、「合併後の

市の将来都市像を考える」をテーマとし、第4回までの内容を踏まえ、合併後にどのようなまちになるべきか、将来都市像について話し合っていたと予定となっています。

「5. 新市まちづくり計画への反映」でございますが、全5回の懇話会で把握した市民の意向について、事務局が新市まちづくり計画における合併後の市の将来像や基本方針、新市の重要施策等を取りまとめる上での参考とするとしております。

以上をもちまして、「報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について」の報告を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について」ご報告がありました。ご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

それでは、特にご質問もないようでございますので、「報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について」は、ご確認いただいたということでよろしくお願いたします。

次に、「報告第8号 合併の効果と課題の調査結果について」を議題といたします。

事務局にご報告を求めます。

早川副事務局長

それでは、「報告第8号 合併の効果と課題に関する調査結果について」をご説明いたします。

お手元の資料、「報告第8号 合併の効果と課題に関する調査結果について」をご覧ください。

報告第8号は、合併の効果と課題の調査結果を別紙のとおり報告するものです。1枚めくって、別紙をご覧ください。

このことにつきましては、当協議会において、「行財政基盤強化策としての合併」を検討・協議するに当たり、事務局において全国の合併先事例における効果及び課題を調査したものでございます。平成11年度から平成21年度までのいわゆる平成の合併については、総務省が平成22年3月に総括する文書を公表しており、その中では、枠囲みに記載のとおり、合併の主な効果を4点、課題を4点挙げております。今回の事務局による調査は、このような総務省による総括を踏まえながら、調査対象を合併後の市と同等またはそれ以上の規模の市、すなわち、施行時特例市以上の大都市に絞ったうえで、合併の効果や課題が実態としてどのように表れているのか

を確認する趣旨で実施いたしました。調査対象とした102市に書面による照会文書を送付し、96市から回答を得ております。2ページ以降が調査結果になります。

まず、「2. 調査結果」の「1 合併事例の有無」では、平成11年度以降のいわゆる平成の合併の事例を確認しましたが、回答があった96市のうち、約半数の52市において合併の事例がございました。以下の結果報告は、この52市に関するものになります。

「2 合併の効果」では、効果の実感があるかどうか、また、効果に支障が生じていないかという観点で、2ページの「①専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実」、3ページの「②少子高齢化への対応」、「③広域的なまちづくり」、4ページの「④適正な職員の配置や公共施設の統廃合など行財政の効率化」と、それぞれ整理しております。この4点のいずれについても、大多数の市が効果を実感していることが確認できますが、3ページの「②少子高齢化への対応」については、他の項目と比べて効果の実感がない市がやや多く出ており、具体的には、もともと人口減少の進んでいた地域において、合併後もその傾向に歯止めがかかっていない、あるいは、その傾向が加速したといった例がありました。

次に、5ページをご覧ください。

「3 合併の問題点・課題の対応策」では、合併に伴って生じた問題・課題にどのような対応策をとったか、また、その対応策に支障が生じていないかという観点で、5ページの「①周辺部の旧市町村の活力喪失への対応策」、6ページの「②住民の声が届きにくくなっていることへの対応策」、「③住民サービスの低下への対応策」、7ページの「④旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失への対応策」と、それぞれ整理しております。ここでは、ほぼすべての市において、問題点・課題に対する何らかの対策がとられていることが把握できております。

続いて、7ページ下段「4 想定外の課題」について、8ページには「5 その他工夫した点」について整理しております。

続いて、「3. まとめ（考察）」に今回の調査に係るまとめとして、効果4点、課題4点について、結果をまとめて考察しております。

まず「(1) 合併の効果」のうち、「①専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実」については、専門職員の充実化、組織の専門化により行政サービス提供に係る人的基盤は強化され、各事務事業の質的な改善が図られているが、住民側からはこの効果は見えにくく、変化への対応の負担感となる部分がある、とまとめておりま

す。「②少子高齢化への対応」については、合併後にも市域内で都市部への人口移動が加速し、中山間地の過疎化の抑制ができないため、そうした地域への公共交通の充実化に向けた取組は、利用実績の伸び悩みなどの理由から、費用対効果の面で継続が困難となることや、更なる公費の投入が必要となるといった例もあり、人口減少、少子高齢化への対応策としては効果が実感しづらいものとなっていると考えられる、としました。「③広域的なまちづくり」としては、新市基本計画を理念の柱として、それぞれの地域資源などの強みを生かし、広い視点での都市基盤整備を進めるなど、一体的・効率的なまちづくりを目指した取組が進められている、としました。「④適正な職員の配置や公共施設の統廃合など行財政の効率化」については、単に新規整備を強化するのではなく、ソフト面の充実、既存施設の有効活用、重点施設の優先整備を行うことにより、施設の更新、維持修繕費の削減が図られている。また、行政改革を意識した中長期的な視点を持つことで効果を感じることができているものと考えられる、とまとめました。

次に「(2) 合併の問題点・課題の対応策」のうち、「①周辺部の旧市町村の活力喪失」に対しては、周辺部に出張所、支所等を設置することに加え、そこに一定の権限と財源も移譲し、地域の特性を生かした事業を実施して、住民ニーズにも対応できる工夫を行い、不安解消を図っている例がございました。「②住民の声が届きにくくなっている」ことへの対応策としては、地域審議会等の法定のものではなく、住民がまちづくりなどに参加する仕組みを構築することなどにより、協働によるまちづくりが進められている例がございました。「③住民サービスへの低下」への対応策としては、受益と負担のあり方の十分な議論を経たうえで、その内容を住民説明会でしっかり伝えるなど、単純なサービスの低下ではないことへの理解が得られるよう努力をしている例がございました。「④旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失」への対応策としては、集約化により郊外部で発生した余剰スペースを、当該地域の伝統・文化の保存を含めた地域活動に生かすなど、旧市町村地域にも配慮した対策が実施されていることが把握できました。

最後に、9ページに「(3) 総括」として、今回の調査のまとめを記載しております。今回の調査におきましては、全体的に、総務省の総括に示されているとおり合併の効果が多くの市で認められ、合併に伴う問題点・課題の対応策も機能していることが見受けられました。これは、総務省の総括では、過疎化した小規模自治体間の合

併の事例も含まれていたため、合併に対する否定的な意見が目立ったのに対し、今回の調査は、対象を一定以上の人口規模を持つ都市自治体としていることが影響しているものと考えられます。具体的には、そうした都市自治体は既存の行財政基盤を生かし、さらなる安定的な運営を目指した行政改革として合併を意識していたことから、その効果を楽しんでいる実態がうかがえます。また、コスト意識を持った中長期的な視点による取組は、負担の軽減等の効果が短期的には見えにくいことがあります。平成の合併から一定期間経過した現在では、行政改革を意識した自治体はその効果を楽しんでいることが確認できるとしております。さらにまた、合併に対する住民の不安などに対しては、自治体の創意工夫や都市内分権の推進をはじめ、市民との協働により様々な解決策が取られている状況が分かりました。

以上をさらに総括しまして、枠囲みに最終的なまとめを記述しております。当協議会の議論の前提としておりますとおり、一つには、都市自治体における市町村合併は行財政基盤強化策としての効果を発揮していると見ることができると。また、支障事例については、合併の効果と表裏の関係にあって避け難いものもあるが、行財政基盤強化という合併の効果を追求しつつ、協議においてデメリットの解消を図ることが重要である、とまとめております。

以上、概括的ではございましたが、今後の合併に関する協議のご参考にしていただくため、報告をさせていただきました。

以上をもちまして、「報告第8号 合併の効果と課題に関する調査結果について」の説明を終わります。

加藤会長

「報告第8号 合併の効果と課題の調査結果について」の報告でございました。先程、前段での議論で皆さんからいろいろご質問があった、メリットやデメリット、合併したらどういふ風になっていくのかといったことの、他の事例から垣間見えることもだいぶこの辺りで出ておまして、非常に興味深い結果となっております。本来であれば、詳細にご報告できる時間があればいいんですけど、今日は時間の都合上、概括と総括ということのみのご報告となっております

何か皆様方からご質問等ございましたら、お願いします。

では、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

質問とか意見ではなくて感想なんですけれど、この調査自体は、行政が行政に質問しているわけですね。これは、質問された方の市や町がどういう形で答えを取りまとめたかは定かではないわけですが、たぶんご自分たちの判断で書いていると思うので、それはそれで一つの重要な情報だと思いますが、もう一つは実際の市民、住民の方々はどう感じているのかというのはこの中にはあぶり出されていないという風に思うので、ぜひ、何か今後小田原市・南足柄市でやる場合については、そういう視点を持って、評価の検証をするということも必要かなと思いました。以上です。

加藤会長

ありがとうございました。

今のご意見について、何か補足することはありますか。

早川副事務局長

貴重なご意見ありがとうございます。こちらの今回の調査につきましては、鈴木委員におっしゃっていただきました通り、行政と行政の間での文書のやり取りということで、ただその調査先の自治体におきましてもそれぞれ、住民も交えた中での総括を当然行っている中でのご回答という風に受け取っておりますので、そういった意味では、住民の声も含まれた中での、かなり正直な支障事例などもかなり伝わってきているということで、その辺は、今後の参考にしていきたいと思っています。また、この2市協議における協議の結果につきましては、当然市民の皆様これから課題、メリットも含めて、詳細に見て、判断していただけるような形でまとめて市民の方にお示ししていくことが重要だと考えております。以上です。

加藤会長

ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

ご質疑も尽きたようでございますので、「報告第8号 合併の効果と課題の調査結果について」は、ご確認いただいたということでよろしく申し上げます。

次に、「報告第9号 『中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制』に係る検討状況について」を議題といたします。

事務局に報告を求めます。

早川副事務局長

それでは、「報告第9号 『中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制』に係る検討状況について」をご説明いたします。お手元の資料は、報告第9号をご覧ください。

報告第9号は、「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に

係る検討状況について別紙のとおり報告するものです。1枚めくって、別紙をご覧ください。

このことにつきましては、協議会規約第3条第3号に基づきまして、事務局において広域連携に係る制度と現況の調査を進めているものであります。その最終的な成果としましては、5月下旬頃に予定しております第7回会議において報告書の形で提示することを想定しておりますが、ここでは現時点での作業状況等を中間的に報告させていただくものであります。

1ページの囲みの中に、報告書の構成イメージをお示ししております。「1. 検討趣旨」に続き、「2. 広域連携制度の概要」と「3. 新たな広域連携」のところでは、一般的な事項を整理したうえで、「4. 小田原市・南足柄市における広域連携の現状」で2市を中心とする圏域における広域連携の現況を整理・分析しております。そこから現状の課題を抽出したうえで、「5. 県西地域における広域連携の展望」として、合併や中核市移行により強化された中心市の立場から、県西地域において実現が可能と期待される広域連携のあり方を展望する、という構成で考えております。なお、「5. 県西地域における広域連携の展望」については現在引き続き検討・調整中ですので、本日は「1」から「4」までについて、2ページ以降にこれまでにまとめた調査の結果をお示ししております。

それでは、2ページをご覧ください。

はじめに、「1. 検討趣旨」につきましては、これは協議第5号でご承認いただきました検討方針を引用しておりますが、今後特に、中心市と周辺自治体とでは、広域連携を必要とする理由が異なることを踏まえ、相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携のあり方を検討していくという点について、さらに記述を加えていきたいと考えております。

続いて、「2. 広域連携制度の概要」におきましては、「(1) 地方自治法に基づく既存の制度」として、「①連携協約」以下、それぞれの概要と活用事例を記述しております。まず、「①連携協約」ですが、こちらは平成26年度の地方自治法改正で制度化されたものでございます。地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針や役割分担を定めるものでありまして、国家間の条約のようなイメージの制度になります。県西地域では現在活用されておりませんが、他の圏域においては、消費生活相談事務や、後程ご説明いたします連携中枢都市圏を形成する際の法的根拠として活用されているものでございます。

次に、3ページ「②協議会」につきましては、地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度であります。当協議会は法に基づかない任意協議会ですので、これには該当せず、県西地域では現在活用例はありませんが、本協議会での議論の後、合併が具体化する際には、こちらのような地方自治法に基づく法定の協議会を設置することとなってまいります。

次に、4ページ「③機関等の共同設置」は、地方公共団体の委員会または委員、行政機関、内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度になります。県西地域では障害者支援認定区分審査会がこの共同設置の形で運用されておりまして、小田原市は足柄下郡3町と、南足柄市は足柄上郡5町との間でそれぞれ設置をしております。

次に、5ページ「④事務の委託」は、地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度でございます。県西地域では、消防事務について、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町から小田原市に委託する形で実施されている例がございます。

次に、6ページ「⑤事務の代替執行」は、先程の「①連携協約」と同様に、平成26年度の法改正により制度化されたもので、地方公共団体の事務の一部の管理・執行をその地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度であります。県西地域における活用事例はありませんが、他圏域においては、老朽化した村営簡易水道の更新事業を県が代替執行により支援するなどの事例がございます。

次に、7ページ「⑥一部事務組合」は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であります。県西地域では、足柄上衛生組合を南足柄市及び足柄上郡5町で設置し、し尿処理、休日急患診療所の設置管理、介護認定審査の事務を共同処理しております。

次に、8ページ「⑦広域連合」は、地方公共団体がその事務を広域にわたって処理するために設ける特別地方公共団体でありまして、国または都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる制度であります。この活用事例としては、県内すべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合がございます。

続いて、9ページ「(2) その他の連携」については、地方自治法に基づかない任意の協議会など、全国に様々な取組がありますが、両市における実施状況については、後のページに一覧で整理してお

ります。

次に、同じ9ページ「3. 新たな広域連携」におきましては、まず、「(1) 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成」についてを整理しています。連携中枢都市圏は、平成26年度の地方自治法改正で追加された連携協約の制度に基づくもので、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても活力ある社会経済を維持するための拠点を全国各地に形成しようとする制度であります。こうしたねらいに合致する取組に対しては、国の財政支援措置が用意されております。この連携中枢都市圏の中心的役割を果たす都市を「連携中枢都市」と呼び、その要件は、9ページの中段(エ)に記載のとおり、一つには規模が中核市以上であること、二つには昼夜間人口比率が概ね1以上であることがあり、これに加えて三大都市圏内においてはもう一つ、指定都市や特別区への通勤通学者割合が0.1未満であることが追加されます。ここで、ご留意いただきたいこととして※印を付けて、その説明を10ページに記載しておりますので、10ページの上段※印のところをご確認ください。小田原市、南足柄市の両市を含む県西地域は三大都市圏に分類されますため、連携中枢都市となるためには、3つめの要件にありましたが、指定都市や特別区への通勤通学者割合が0.1未満であることが必要とされるわけではありますが、現在、小田原市はこの値が0.11で、2市が合併した場合でも0.10ということで、この要件を満たすことができておりません。しかしながら、連携中枢都市圏の制度は当圏域における新たな広域連携の姿として有望と考えられますことから、小田原市においては、その要件の緩和や、あるいは三大都市圏における同様の制度の創設について、各方面から国への働きかけを行っているところでございます。なお、連携中枢都市圏制度については、別に概要をまとめた資料をお配りしておりますので、後程お目通しいただきたいと存じます。

続いて、10ページの「(2) 水平的・相互補完的、双務的な役割分担」でございますが、これは三大都市圏において、これまで各市町村が単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市町村のものを引き受け、また別の分野では近隣市町村に委ねる、といったように役割分担をすることで、適切に行政サービスを提供しようとする考え方です。具体の取組事例としては、現在、県の茅ヶ崎保健所が所管している寒川町分の保健所業務について、隣の茅ヶ崎市が保健所を自前で設置した際には、寒川町分の業務を県から

茅ヶ崎市に委託し、これと関連する両市町の保健センター業務等も含めた総合的な保健福祉施策として実施することが検討されているところでございます。これは総務省のモデル事業として実施されているところであります。

続いて、「4. 小田原市・南足柄市における広域連携の現状」におきましては、まず現状の課題を整理しておりますが、本圏域の課題としては、「平成26年度県西地域の中心市のあり方研究報告書」にも記載されているとおり、県内の他の地域と異なり人口規模の小さい町が多数集まっているという地域の特性から、スケールメリットなどの一般的に期待される効果が中心市の側においては出にくい状況となっていること、つまり、中心市側の負担が大きいことを挙げております。

以下、11ページから23ページまでには、平成28年4月1日時点の、両市における広域連携の状況を調査した結果の一覧を、小田原市、南足柄市それぞれ、県西地域内のものとそれ以外で整理したものを掲載しております。今回は、件名のみで整理でございますが、今後、連携内容やコストなどをより詳しく整理して、課題を抽出してまいりますので、この部分をご参考にお目通しいただきたいと存じます。

最後の24ページ「5. 県西地域における広域連携の展望」につきましては、引き続き事務局で調査、検討を進め、記述を加えてまいります予定でございます。

以上をもちまして、「報告第9号 『中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制』に係る検討状況について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第9号 『中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制』に係る検討状況について」の報告でございました。今日のところは、今後の連携の展望に先だつての現状、あるいは既存の制度のレビューという形になっています。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。今後の議論の下敷きになりますので、各種資料等お目通しいただければと思いますので、お願いいたします。

それでは、「報告第9号 『中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制』に係る検討状況について」は、ご確認いただいたということですので、よろしくお願いいたします。

早川副事務局長

次に、「報告第10号 広報事業の実施状況について」を議題といたします。

事務局に報告を求めます。

「報告第10号 広報事業の実施状況について」をご説明いたします。お手元の資料、報告第10号をご覧ください。

報告第10号は、当協議会における広報事業の実施状況を別紙のとおり報告するものです。1枚めくって、別紙をご覧ください。

広報事業につきましては、協議会の第1回会議でご承認いただきました平成28年度事業計画及び歳入歳出予算に基づいて、各種実施しているところでございます。

まず、「1」のホームページにつきましては、昨年10月31日に開設しており、協議会の会議開催状況や会議資料等の情報に加えて、協議会の概要や両市の基礎データへのリンク集など、協議に係る情報を総合的に掲載しているものでございます。

次に、「2」の協議会だよりにつきましては、主に協議会の会議の結果を掲載していくものでございまして、お手元にお配りいたしました第1号を今月末から配布してまいります。配布は、2月1日号の広報紙と同時に、両市の自治会経由での実施予定でございます。今後、5月に第2号、9月に第3号を発行する予定であります。

次に、「3」の広報紙につきましては、昨年11月1日号の両市の広報紙に、当協議会の設置等についての記事を掲載しておりますが、今後、3月、7月及び10月の広報紙に協議会の会議の概要等を掲載していく予定でございます。

次に、「4」のFMおだわらにつきましては、協議会の各回会議の開催情報を放送しているところでございます。

次に、裏面の「5」のノベルティグッズ及びチラシにつきましては、本日卓上にウェットティッシュを配付させていただいております。こちらは、ノベルティグッズとしまして、神奈川県市町村振興協会の助成金を活用して作成したものでございますが、昨年12月4日に南足柄市のイベントで来場者に配布しており、今後も両市のイベントで実施していく予定であります。

また、「6」の成人式につきましては、今年8日、9日の両市の成人式において、新成人へ配布するチラシの封筒にノベルティグッズ及び協議会のチラシを封入し、周知を図りました。

取組の概要は以上でございますが、今後も引き続き、両市の市民に協議会への関心を高めていただき、理解を深めていただけるよう、

情報提供や啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、「報告第10号 広報事業の実施状況について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、「報告第10号 広報事業の実施状況について」報告がありました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大村委員、お願いします。

大村委員

報告第7号のところ聞きそびれた質問になりますけれども、広報事業ということでホームページ等でさまざまなピーアールをいただいています。そこで、新市まちづくり市民懇話会のことについてですが、懇話会、原則公開ということでピーアールされていますけど、傍聴の環境を確認したいのですが、何人くらい入れるのか、状況をお伺いしたいです。

加藤会長

事務局お願いします。

柳澤事務局員

まちづくり懇話会の傍聴の件でございますが、基本的には、ワークショップという形になりますので、公開という形ではやっておりますけど、会議自体、意見の交換が見えるというものではありませんので、なかなか傍聴に向いている内容、取組とは言えないと思います。ただ、一応、グループごとにテーブルに分かれまして、そのテーブル内で議論するという形をとっていただくことを考えていますので、基本的には、その会議室の壁際に椅子を並べて見ていただくというような感じになるかと思っております。以上です。

加藤会長

何人くらい入れるんですか。

柳澤事務局員

人数的には、5名から、多くても10名程度だと考えています。

加藤会長

よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

それでは、ご質疑も尽きたようでございますので、「報告第10号 広報事業の実施状況について」は、ご確認いただいたということでよろしくお願いたします。

続きまして、「4. その他」に移らせていただきます。

「(1) 第4回会議の予定について」に入ります前に、本日卓上に配付いたしました「協議第11号 小委員会の設置について」別紙差替え資料をご覧くださいと思います。

前回の会議におきまして、「議会議員の定数及び在任等に関する小委員会規程」につきまして、小委員会の審議期間を定める条項を追加することでご承認をいただいたところがございます。資料のとおり「第6条」につきまして、「協議会の第7回会議までに協議会の会長に報告するものとする」とさせていただきますので、ご報告を申し上げます。

では、「(1) 第4回会議の予定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

「(1) 第4回会議の予定について」をご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

こちらは、第4回会議の予定であります。第4回会議は、2月14日、火曜日、午後1時30分から、神奈川県小田原合同庁舎での開催を予定しております。会議の内容のうち、「3. 議事」につきましては、現時点での予定でございますが、協議事項8件、報告事項1件を予定しております。「(1) 協議事項」のうち、「平成29年度事業計画及び予算」は、当協議会の来年度の事業計画と予算についてをお諮りするものです。次の「市民アンケートの実施内容」につきましては、本年4月から5月にかけて実施を予定しております市民アンケートの内容についてお諮りするものであります。

続いて、合併関係項目のうち、「事務所（本庁舎）の位置について」は、合併後の市の市役所本庁舎の位置について協議いただくものであります。「財産の取扱いについて」は、両市が保有している債権・債務や基金、土地といった各種財産の取扱いについて協議いただくものであります。「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、合併に際して、農業委員会委員の定数や任期に関する特例措置を適用するか否か等について協議いただくものであります。「特別職（議員を除く）の身分の取扱いについて」は、合併後の市における特別職職員の選任についての取扱いを協議いただくものであります。次の「一般職の職員の身分（退職手当、職員定数を除く）の取扱いについて」は、両市の一般職の職員を合併後の市の職員として引き継ぐ際の給料やその他の処遇について協議いただくものであります。「使用料・手数料の取扱いについて」は、両市に同一目的の

早川副事務局長

施設や事務事業があって、その使用料や手数料が異なる場合に、これを調整し、取扱いを定めようとするものであります。ただいまの3つの項目の末尾に「①」とありますのは、対象となる項目が多く、複数回の会議に及びますので、それぞれその1回目ということを表しております。

次に、「(2) 報告事項」としましては、「その他の事務事業調整について(BCランク)」の1件でございます。この内容につきましては、別紙に、現時点での予定として592件挙げております。部会及び分科会における検討作業や、幹事会における調整状況によって、一部内容を変更させていただくこともありますこと、また、それを含めて第4回会議の議事内容につきましては、現時点での予定ということで、変更させていただくこともございますので、予めご承知おきくださいますよう、お願いいたします。

以上をもちまして、「第4回会議の予定について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、資料1に基づいて「第4回会議の予定について」の説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質疑等もございませんので、第4回会議につきましては、皆様ご予定をお願いいたします。いよいよ、合併に関する佳境の部分に入ってまいりますので、議論のボリュームも出てこようかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、「(2) 今後の協議予定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

早川副事務局長

「(2) 今後の協議予定について」をご説明いたします。お手元の資料2「協議の想定スケジュール」をご覧ください。

このことにつきましては、第1回会議で簡易なスケジュール案をお示したところですが、協議項目が多岐にわたりますため、今回は特に合併関係事項について、第4回以降に具体的な協議事項を加筆して、改めてお示しするものでございます。合併関係事項のうち、重要事項のAランクと事務事業調整のBCランクにつきましては、いずれも第4回から第7回までの4回で協議いただく予定としてございます。BCランクにつきましては、対象事業数が非常に多いため記載を割愛しておりますが、先ほどの資料1の別紙で一覧にして

お示ししましたような形で、各回の前回会議では委員の皆様にお知らせをさせていただきたいと考えております。

以下、合併関係事項のAランクを中心に若干説明させていただきます。第4回会議の予定は、先程ご説明いたしましたとおりでございます。第5回会議では、「地方税」、「公共的団体等」、「特別職の身分」、「使用料、手数料」及び「補助金、交付金等」の取扱いについての協議を予定しております。第6回会議では、「特別職（議員）の身分」、「補助金、交付金等」、「慣行」、「行政連絡機構」、「一部事務組合等」及び「電算システム」の協議を予定しております。第7回会議では、「議会議員の定数及び在任等」、「一般職の身分」、「条例、規則等」、「事務組織及び機構」、「町名・字名」、「都市内分権」及び「市の名称」の協議を予定しております。なお、幹事会以下での調整状況等により、回が前後することもあり得ますことをご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、「今後の協議予定について」の説明を終わります。

加藤会長

ただいま事務局から、資料2に基づいて「今後の協議予定について」の説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

森住委員、お願いします。

森住委員

今後の進め方の中で確認させていただきたいのですが、冒頭のこれからの進め方のところでも発言させていただいたのですが、これからの第7回までの協議事項等を見ていた時に、市民が一番関心のある合併というものをより良いものにしていくために、先程やっばりデメリットの部分、メリットの部分はいろいろ、これからゼロベースで見直して、いろいろな行政的にも基盤強化を図っていかうという形でそれぞれの事務事業について見直しが進んでくると、それはそれで大変結構なことなんですが、もう一方、そのデメリットの部分について、例えば、次回のところでは庁舎の位置の問題とかが出ますけれども、市役所の機能の移転の問題、統合の問題等含めて、住民サービスが具体的に、例えば南足柄の編入される側から見ると、どんな形になってくるのだろうかとか、あるいはいろいろな効果、メリットを出してくるためには、今後、施設の統廃合というのも当然将来的な課題として出てくるかと思うんです。そういったものは、今後の進め方の中でどこでどのように議論ができるのか。その辺に

ついて、お聞かせ願いたいと思います。

加藤会長

事務局、お願いします。

村田事務局員

ただいまのご質問ですが、今後、次回以降、具体の事務事業、これはAもB・Cもごございますが、こうしたものをお示しするにあたって、今例として庁舎のお話いただきましたが、庁舎に限らず、それぞれお示しするにあたっては、各部会、分科会で調整を行っている段階で、非常に詳細な調書を作っております。本来ですと、その調書をこの場で配付させていただいてご覧になっていただく形が一番いいんですけども、現実的に、膨大な量でそれは難しいということで、一定の、一覧表的なものでまとめてお示しすることを考えています。ただ、一覧表ではありましてもその中で、そういった個々の事務事業調整を行うことによって、どういうメリットがあつて、逆にデメリットもどういうものがあるのかということは、総合的に勘案してご判断していただく必要があると思っておりますので、双方しっかり記載した上で、こういう調整結果になっておりますというご説明をさせていただく予定とさせていただきますので、そこでご判断いただいて、場合によっては再考を促していただくような場面もあるかと思っておりますので、しっかりメリットだけということではなくてデメリットも双方並べた状態で、その双方を見た上でなお、事務局としてはこういう考えに至ったというお示しの仕方をさせていただきたいと思っておりますので、そうした意味合いで、ご議論いただけるものと考えております。

加藤会長

森住委員、お願いします。

森住委員

分かりました。ただ、この協議事項の項目だけを見ていると、特に一般市民から見た時に、繰り返しになりますが、例えば施設の統廃合だとかそういったものについては、どういうところのどの段階での協議の内容として、そういったものがお示しされてくるのかなというところで、ちょっとよく分からないんですよ。現状、事務事業についてどうだという部分では分かるんですが、もっと市民生活全般を捉えた時に、やっぱりそこが大きな関心事としてあるんじゃないかと思うんです。そういったところはどういう風な形で問題点・課題を抽出しながらお示しをしていただけるのでしょうか。

加藤会長

事務局、お願いします。

村田事務局員

大きい部分の、今あります本庁舎以外の、さまざまな庁舎・公共施設ございますけれども、こうしたものをどういった形で活用していくか、どこでどういったサービスを展開していくかということにつきましては、これは個々の事務事業調整とリンクしてまいりますけれども、この協議事項で言いますと第7回のところがございます事務組織及び機構、こうしたところで、それぞれの施設、そこに置かれている組織、展開されているサービス、そうしたものがどういった扱いになっていくのか、一定レベルのものはここでお示しをさせていただく形になるかと思っています。ただ、個々の施設の統廃合そのものにつきましては、これはどちらかという事務事業というよりは、新市まちづくり計画の方の 카테고리 になってくるんですけれども、今の段階では、一個一個の施設を具体的に、これを統廃合しますとか、しませんとかいうことをこの一年ですべて整理していくというのは現実的に不可能だと思っていますので、例えば、機能的に小田原市と南足柄市で重複するような施設が存在していて、こうしたものについては、しっかりと合併まで、また合併後を含めまして、整理していく必要性があるというような、そういった課題認識といったところはしっかりと整理していく予定でございますけれども、個々の施設そのもの統廃合ということにつきましては、今回の中で答えというところまで出していくというのは無理だろうと、ただ、それぞれの施設で現状やっている行政サービスの提供の体制もございますので、それが合併した場合にどういう風に行われるかということにつきましては、事務事業調整の中でしっかりとお示ししていくと、また、第7回事務組織及び機構のところ、ご説明はさせていただこうというような考えでございます。

森住委員

分かりました。そうするとですね、これから合併をして、当面合併したては、現状のいろいろなサービスが低下しないような形でやっていくんでしょうけども、合併後の将来的な姿を描いていく部分については、この新市まちづくり懇話会の諮問を受けて、今後さらに検討を進めていくというような形になるわけですね。この協議会においては、その将来像についての協議をするということはないんですか。

林事務局長

今、森住委員さんの方からお話がございました、まず一点、新市まちづくり市民懇話会につきましては、提言をいただくというより、審議会的な意味合いというよりは、両市の市民が一つになって、まちづくりのことについて語り合っていたいただくという位置づけで、そういった意見の中から参考となるものを我々事務局の方で取りまとめる、新市まちづくり計画の素案を作る段階の参考とさせていただくということ、まずご了解いただきたいというのがまず一点ございます。いわゆる、住民の皆様へ合併の是非をお諮りするにあたっては、先程来申し上げております、各種事務事業の調整の結果、合併後に2市の事務事業を統合した場合に、こういったサービスが提供できるのか、こういったものを一つ括りとして、全体として整理をさせていただきます。そして、2市が一つになった場合のいわゆるまちづくりの姿と言いますか、ビジョンというものがもう一つ、この新市まちづくり計画という形で描かれる、これが現在、両市が持っている総合計画を踏まえた中で、両市が一つになった場合の将来のまちづくりの考え方は、こういった方向でまちづくりを進めていくんだというものを描くのが、この新市まちづくり計画の素案でございます。それらを両方、住民の方にお示しする中で、合併の是非というものの判断を委ねていく、その素材でございまして、このスケジュール案にもございますように、新市まちづくり計画の素案につきましては、第7回のところで、協議会のテーブル、俎上にあげさせていただきますので、そういった中で、その計画の中に盛り込まれている考え方、こういったものについて、協議会の皆様方から、いろいろご意見をいただきたいという風に考えているところでございます。以上です。

加藤会長

よろしいでしょうか。

森住委員

分かりました。

加藤会長

先程もお話いたしましたけれども、基本的には、両市が現在提供している公共サービスについては当然、すべて俎上に乗ってくるわけでございます、今、施設の観点とか配置の観点とかサービス水準の観点とかいろいろな切り口がございしますが、それは重要なもの

はここに出てまいりますので、その都度、その適正なあり方というものご議論を供していくということになりますので、またそれを総体としてどうまとめるかという作業については、今説明ございましたように、計画の中でそれを盛り込んだ形でまとめ上げるという作業になってまいりますので、都度の議論になりますけど、よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。奥津委員、お願いします。

奥津委員

大体今のスケジュール分かったんですけども、新市まちづくり計画ですね、これは一番の目玉になると思うんですよね。そういう意味で、もう少しここを前倒ししていただいて、第6回目くらいにやっていただいて、ある程度ものを出していただいて、ここで協議して、それから具体的にもっと深く入っていくというような、そういうスケジュールというか、前倒しはできませんか。事務量が多すぎてできないとか、あるいは時間的に間に合わないとか、データが不足しているということがあればそれは別ですけども、少なくとも、せっかくいいまちを作ろうとしているんですから、皆さんに賛同してもらおうような計画を、我々としても提案していくことが一番重要だと思うんですよね。そういう意味で、少し前倒しして、早めにこんなことを考えてますよと、その中にいろいろなものを織り込んでいくというような観点からすると、ちょっと5月下旬では遅いのではないかと思います。いかがでしょうか。

加藤会長

事務局、お願いします。

松岡副事務局長

新市まちづくり計画の提案時期を早められないかというご質問ですが、事務事業含めて、Aランク事業、さまざまな協議を進めてまいります。この協議結果も踏まえた中で、その結果をまちづくり計画の中に落とし込んでくる作業もございますので、ある程度この辺の協議がまとまっていかないと、まちづくり計画としてまとめるのが難しいという部分と、あともう一点、新市まちづくり市民懇話会も3月末まで計画をまとめてきますので、そちらの方の意見も合わせてまとめていく作業がおよそ4月いっぱいまでかかってしまうかなということの中で、今のところは、5月の第7回ということで予定をしているということで、ご了解をいただければと思います。

奥津委員

そうですね、そういうスケジュールで、それで精一杯であれば仕方がないと思いますが、基本的には、早めにですね、せっかくいい会議をしてまとめていただいて、いいまちづくりをするというならば、やはり市民に、広報紙を添えてでもこんなことを目指していると、概要でも早めに、会議を通さないとまずいと思いますが、そういうものを通して、方向性だけでも早く市民にお知らせすることが、合併というものの目的を達成する、いい成果を出す一つの方法だと思います。ですから、精一杯頑張っていたきたいという希望を今述べたわけです。よろしくお願いします。

加藤会長

ありがとうございます。今事務方から申し上げたように、ご承知の通り、膨大な事務事業の付け合わせをやっていく中で具体の議論を煮詰めていきますので、それがある程度済んだところでやっとまとめることができるということで、もし、奥津委員のお気持ちを受け止めるとすれば、その後まとめていくまちづくり計画についての議論の時間がより多く取ればという風に思います。そういった意味では、素案の修正ですとかが第8回・9回にも入ってきていますので、数回に亘る中でその辺りは詰めていければと思っております。よろしくお願いいたします。

その他、いかがでしょうか。

事務局から、資料の訂正がございます。

早川副事務局長

申し訳ございません。ただいま、ご説明いたしております資料2のスケジュールの中で、第6回のところのAランクの中に「特別職（議員）の身分」とございますが、こちらは削除をしていただきたいと存じます。この件に関しましては、先程小委員会のことでも触れました通り、第7回のところで「議会議員の定数及び在任等」のところで扱ってまいりますので、第6回に入っております「特別職（議員）の身分」については削除をお願いいたします。

加藤会長

よろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

事務局の仕事を増やしてしまうような発言なので、ちょっと心が痛みますが、そもそも今回の合併の話というのは、私が受け止めているのは、行財政改革がテーマだと思っています。持続可能な地域経営をすることによって、持続可能な住民サービスを担保すると。

そのために、この2つ市が一つになった方がいいんじゃないかという議論だと思っていますので、今回も私ども任意協議会の中でまとめさせていただく、新市まちづくり計画、この中身がどういう柱立てでどういう内容なのかは現時点では定かに分かりませんが、この中で、どうしてもお金の問題が大きな問題だと思っています。ですから、この新しいまちづくり計画を仮に実現させるとどういふ効果が出るのかということ、しっかり検証していくべきだと思っています。検証をするのは、我々いろいろな意見を言わせていただいて、事務局に意見をまとめていただいたものを、自分自身で評価するというのもいかなものかなという風に思いますので、できれば、いわゆる第三者的と言いますか、客観的な評価をそこで一回かませていくということも必要なのではないかという風に思うんです。私は特に、行政の専門家ではありませんし、そうは言いながら、こういう協議会に入らせていただいているので、作ったモデルに対して責任を負うという風に思っておりますので、そういった責任のあるモデルを作るという意味では、ここで一回まとめたものをきちんと第三者的なところで評価していただいて、間違いのないということを確認させていただいた上で、最終的に答申という形で出ささせていただければ嬉しいなと思います。第三者的は、どなたがいいのか定かに分かりませんが、大杉先生や牛山先生にお願いできるのか分かりませんが、そういうプロセスをこの大変タイトなスケジュールの中、心苦しいんですけど、第8回・9回辺りでかませていただくとありがたいなと思いますので、その辺、強くお願いさせていただいて、ご検討をよろしくお願いします。

加藤会長

ありがとうございます。今、鈴木委員も言及されましたけれども、この協議会の中にも大杉委員、また、牛山委員にもご参画いただいております、まさにそういう意味では協議会の中に、客観的な専門的な学識経験者にご参画いただいているということは、まず大事な点かと思っておりますので、そういう意味では、しっかりご議論にご参画いただけるものと思っておりますが、今の点について事務局から何かございますか。

早川副事務局長

まちづくり計画の中で、内容として、新市の財政計画、これは記載していく予定でございます、事務事業調整を行っていく中で、どれだけの財政的効果、コスト削減であったり、あるいはものによってはコストが増えたりするものすべて積算した中で、この財政計

画というものは作ってまいります。今回のこの計画を作っていく中におきましては、現在の財政、あるいは事務事業の内容に基づいて、行政職員の詰め寄りの中でやっていく作業、これが中心となっていくしますので、これが結果、実際に成果として表れているのかという部分については、外部の方の監査的な目もあると思うのですが、この計画を積算していく段階の作業というのが今回のメインでございますので、そこについてはやはり行政の方でいったんやらせていただいて、その内容についてはこちらの協議会の場で議論していただければという、この一年間ではそのように考えているところでございます。

鈴木委員

作業のプロセスとしてはよく理解できるんですけども、私が申し上げているのは、行政の皆さんが努力して積み上げられて、出された計画がここへ出ました、それを、私大変申し訳ないのですが行政の専門家ではないので、本当にそれが適切なかどうか、本当に正しいかどうかという判断をすることが、自信がないんです。ですからそういう意味で、そういうことに長けていらっしゃる専門の第三者的なところに一回見ていただいて、確認をしていくという作業があると、私たちはすごく安心して、これだったらいけるねという、ある意味責任を持った形でこの計画に取り組むことができるんじゃないかなということを申し上げているわけです。

早川副事務局長

ご提言のご趣旨、よく理解いたしました。ちょっとこの場でどう進めていいかというのがすぐにお答えできませんので、少し検討させていただきまして、また次回に考えをお示ししたいと思います。

鈴木委員

ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

加藤会長

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

それでは、質疑も尽きたようでございますので、今後の協議予定については、このとおり進めさせていただきますので、今いただいたご意見等も、今後の中で検討したいと思います。皆様よろしく願い申し上げます。

以上で、本日の会議日程は全て終了となりますが、委員の皆様から何かありましたら、この場でご発言をお願いいたします。

では、特にご発言もないようでございますので、進行を事務局へ戻します。円滑な議事進行へ御協力ありがとうございました。

林事務局長

大変お疲れ様でした。それでは閉会に当たりまして、副会長である加藤南足柄市長からご挨拶をいただきたいと思います。加藤副会長よろしく願いいたします。

加藤副会長

長時間に亘りまして、大変お疲れ様でございました。また、闊達なご意見、貴重なご意見をたくさん頂戴いたしました。しっかりとそういったご意見を尊重して、これからの協議を進めていく必要があるかと思っております。

また、今日は大杉先生、そして牛山先生には大変にお忙しい中、ご出席を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。そしてまた、貴重なご意見をいただきましたことを、重ねて感謝申し上げたいと思います。

今日の協議事項は、合併関係項目としまして、このシミュレートのあり方の議論でありました。その中で、両市議会のシミュレート、想定のお考えが、編入あるいは新設にということに2つのご意見がありました。私はこれは極めて健全だという風に思いました。現時点では両市それぞれの、一般的な思いというものがそこに投影されているんだろうと、そんな風に思ったところでございます。

ご承知の通りこの協議会の目的は、安定した行政サービスを提供し続けることができる自治体を実現すると、そして、県西地域、圏域のあり方として、やはり圏域を強化し、市民住民の福祉の向上、これを実現しようというのが目的でありまして、のっけから、合併をしていくための議論ではなくて、合併という手段・方法の有効性、あるいは、先程来からいろいろなご意見ありますが、問題点デメリットを検証していく、そうした議論の場であると思っておりますし、今先行的に合併協議の項目についての議論をさせていただいていると、そのように思っております。その後、こうした様々な議論のもとに、判断というものが出てくる、そのように思っております。

そのための、必要なシミュレートの上に乗って、しっかりと検証し、先程もお話ありましたように、客観性を重んじ、具体性を持った取組を進めていきたいと思っております。そして、市民の皆様方への情報提供、そして情報の共有化の取組も丁寧にしてまいりたいと思っております。

今日は、誠にありがとうございました。

林事務局長

加藤副会長、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第3回会議を閉会させていただきます。円滑な議事進行への御協力、ありがとうございました。